

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（中村 敦） ここで報告の件がありますので、局長補佐より朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐々木雅昭） 朗読いたします。

初めに、下総総第153号。令和6年9月18日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和6年9月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記

1. 件名。

議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

2. 訂正箇所。

別紙のとおり。

3. 訂正理由。

予定貸借対照表内の金額の表記に誤りがあるため。

続きまして、令和6年9月26日。

下田市議会議長、中村 敦様。

発議者、下田市議会議員、江田邦明。同じく岡崎大五。

議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

---

○議長（中村 敦） 局長補佐から朗読のありました議第64号 下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の原案訂正の申入れについて、9月20日に議会運営委員会が開催され、本申入れについて受理され、原案訂正についての産業厚生委員会での取扱いなどが協議され

ましたので報告いたします。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時3分休憩

---

午前10時18分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

この際、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の原案訂正についてを日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

ここで、議事日程を配付いたします。

お諮りいたします。

議第64号 下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の原案訂正についてを日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の原案訂正についてを日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

---

#### ◎議第64号の上程・説明・質疑

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第64号 下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の原案訂正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松本正一郎） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

本9月定例会の議案につきまして、議案訂正の申入れをいたしました。

議案訂正の議案は、議第64号 下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の1件でございます。

御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

詳細については担当の課長から御説明申し上げます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 大変貴重なお時間をいただき誠に申し訳ありませんでした。

ただいま市長より・・・号 令和6年度下田市漁業集落排水事業補正予算（第1号）につきましての原案訂正につきまして、お配りさせていただきました令和6年9月市議会定例会提出議案の原案訂正について、下田市公営企業補正予算書中、55ページ及び57ページの令和6年度下田市漁業集落排水事業補正予算（第1号）、令和6年度下田市漁業集落排水事業予定貸借対照表を過日、令和6年9月9日に説明させていただきましたが、誤謬がありましたので別紙により御説明を申し上げたいと思います。

申し訳ありませんが、下田市公営企業補正予算書の55ページをお願いいたします。

令和6年度 下田市漁業集落排水事業予定貸借対照表の作成に当たり、表計算ソフトを使用し予定貸借対照表を作成しましたが、数値の誤入力に気づかなかったため複数の箇所に誤りがあったものです。そのことにより別紙のとおり訂正させていただくものです。

今後このようなことがないように、財務諸表相互の確認、ダブルチェックの徹底により再発防止に努めていきます。

では、令和6年度 下田市漁業集落排水事業予定貸借対照表、資産の部をお願いします。

## 2. 流動資産中。

(1) 現金預金を1,272万3,000円を1,174万2,000円に。

(2) 未収金41万3,000円を40万4,000円に。

この未収金40万4,000円から貸倒引当金を引いた額を、41万3,000円を40万4,000円に、流動資産合計1,313万6,000円を1,214万6,000円に、それで末尾になりますが、資産合計2億9,701万1,000円を2億9,602万1,000円に。

続きまして、57ページをお願いします。

資本の部。

6. 資本金789万7,000円を691万7,000円に。

7. 剰余金中

(2) ハ中、当年度純利益58万3,000円を57万3,000円に、当年度未処分利益剰余金合計58万3,000円を57万3,000円に、利益剰余金合計58万3,000円を57万3,000円に、剰余金合計159万7,000円を158万7,000円に、資本合計949万4,000円を850万4,000円に。

3. 負債資本合計2億9,701万1,000円を2億9,602万1,000円に訂正させていただきたいものです。

訂正後の資産合計と負債資本合計は2億9,002万1,000円になるものでございます。

以上、議第64号 下田市漁業集落排水事業会計補正予算第1号についての原案訂正の説明を終わらせていただきます。

このたびは大変御迷惑をおかけ申し訳ありませんでした。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号の原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

ここで、産業厚生委員会を開催するため、暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時33分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの令和5年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員会、岡崎大五委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） 令和5年度各会計の決算審査について。

決算特別委員会。

1. 一般会計における事務事業と決算について。

初めに、令和5年度の事業は、「つながる」「グローバルCITYプロジェクト」「下田ブランド力向上」「みなとまちゾーン活性化」の4つのテーマを施政方針に掲げて執行された。検証報告はまとめを参照されたい。

また、十数年来の懸案だった新庁舎建設のうち旧校舎活用棟については、一部繰越しはあったものの関連する工事を8億96万2,700円で執行した。

なお、新庁舎建設費は緊急防災・減災事業債を利用しており、元利償還金の70%が地方交付税措置となり、下田市の負担が3割程度に抑えられるのは特筆すべきである。しかし、下田市の単年度収支は2億2,479万5,000円の赤字となり、厳しい財政状況である。

コロナ禍を経て高齢者のスマートフォン普及率が70代でも60%を超える中、スマートフォン講座は満員と人気を博し、令和6年度の下田市LINE導入へ向けて順調な滑り出しを見せた。

近年の気象変動による災害は下田市でも例外でなく、5月、6月、2度の大雨、9月の台風による災害復旧事業が行われ、大きな人的被害はなかったものの、こうした現実に対応すべく、事前災害復興まちづくり計画が2年債務、1,285万9,000円で実施され、令和5年度に772万6,000円が支出されている。

また、高齢化社会にあって「つながる」をキーワードに、フレイル測定&フレイルにならない食事と運動の講座が21会場、48回行われた。

フレイルとは健康と要介護の中間の状態、対策によって健康に戻るという意味があり、日本老年医学会で英語の *f r a i l t y*、虚弱や衰弱の意味ですけれども、衰えるという意味でもありますが、こちらの単語を使いまして介護を受ける前段階というような形で現在認識されている言葉でございます。

この講座に併せて539名の参加者があり、介護を受ける前段階での健康対策が多くの高齢者の共感を生んでいる。ただ、高齢化社会の中での人手不足は深刻で、民生委員の欠員11名や人材難からシルバー人材センターの会員数が102名と、国の補助基準を満たす最低会員数100名を下回るおそれがあると報告された。

市内の環境状況に関しては下田市水質検査結果が提出され、一部で基準値以上の大腸菌数

数値が確認されたが、経過観察の中で特段の問題は指摘されていない。

近年、まちなかに新規店舗の開店が相次ぎ、それを下支えしているのが空き店舗活用補助金で、11件、474万7,000円が交付された。同様に人気なのがリフォーム補助金で、30件、774万円の助成を行っている。

下田の主要産業である観光業はコロナ禍からは脱したものの、新しい観光を構築するために外ヶ岡交流館の活用や老朽化したはまぼうロードの改善策等が、いずれも静岡県との協議を含めて検討されている。

市民に関心の高い旧下田グランドホテルは安全対策工事が行われ、647万9,000円が執行され、令和6年には基本構想、令和10年からの整備が示された。

伊豆縦貫自動車道に関しては、地権者との用地交渉、保証契約の締結に関わる事務を行う一方で、発生土の処理という課題解決、（仮称）下田北インターチェンジのまちづくり構想について、それぞれ検証を進めている。

教育関連では学校給食の維持が課題とされた。ふるさと応援基金を活用し、学校給食費の現状維持を図ったものの、食材料費の値上げによって近い将来、値上げしなければならない事態となっている。

また、図書館建設へ向けて文化施設の中心地、学習の場、憩いの場として図書館の早期建設の必要性が当局、議会の双方で確認された。

議会事務局。

1. 議会定例会などの議事録は作成を業者に依頼して、紙に印刷して保管するようにしているが、印刷せずデータとして保管することでよいのではないかとの指摘もあり、デジタル化が進展する今日における対応について検討することが望まれる。

企画課。

1. ドローンを活用した取組を静岡県と合同で進め、海水浴場の安全監視業務を3回行った。これまでは浜から海を見ると逆光になってよく見えなかったが、ドローンを活用して上空から見ることにより監視しやすくなることが確認された。

ふるさと応援寄附金、ふるさと納税は4億4,000万円を超えて引き続き順調な伸びを示し、寄附額は8,633万5,000円の増加となった。

一方、企業版ふるさと納税は企業とのマッチングを支援する専門業者と契約して推進体制を整えたが、寄附実績はなかった。今後は市長のトップセールスなど、さらなる創意工夫で実績を上げることが望まれる。

新庁舎建設事業が順調に進んでいることが確認されたが、現庁舎跡地の活用については駅前整備事業と併せて検討することになっていたものの、駅前整備に関する議論の進展がはかばかしくなかったこともあり議論が滞っており、今後、時間軸を踏まえた速やかな検討を進めることが確認された。

また、その検討の際はどのような案が検討されているかなど、情報をオープンにすることが求められた。

4. ニューポート市との交流について4年ぶりに訪問団を派遣し、市民レベルの交流も行い両市の友好と親善を深めた。ただし、円安や航空燃料の高騰などから経費が増大していることなど、資金的な課題があることに鑑み経費を削減することに努め、ニューポート市との交流を継続することが望まれる。

5. 稲梓地域の活性化に向けて策定する基本計画の方針を定めるため、地元のワークショップや基本計画策定協議会、稲梓地域まちづくり協議会などを開催した。稲梓地区には5年後に伊豆縦貫自動車道のインターチェンジが完成予定であることもあり、この機会に当該地域の開発に取り組むことが望まれる。

総務課。

1. 4月1日付で11人の職員を採用し、フルタイム再任用職員を新たに任用した。

職員採用に当たっては、人材確保のため県内及び都内の大学を訪問し職員募集の案内を行うとともに、学生の採用についての相談を行った。また、人材確保が困難な保健師については、自治体と保健師との相談に下田市のブースを出展した。

今後も不足する技術系職員や資格職等、優秀で多様な人材確保についての取組を求めた。

職員の健康管理について。

2. 職員の健康管理については、血液検査や特定健診に係るもののほか、B型肝炎ワクチン接種、腰痛検査、胸部結核健診、ストレスチェックを実施した。ストレスチェックについては労働安全衛生法に基づき、職員に対し年1回の実施が義務づけられており、実施率は88.1%であった。

3. 職員の休職状況については、メンタルヘルスの不調に関わる職員が1人、病気休暇の職員が2人であった。また、初めて男性職員1人が1年間の育児休暇を取得し、その他、複数の男性職員が1か月程度の休暇を取得した。今後も男性職員の育児休暇を取得しやすい職場環境づくりを求めた。

4. 職員研修については、階層別研修業務個別スキル支援研修に加え地方自治法研修、ハ

ードクレーム対応研修、アンコンシャス・バイアス研修等の組織課題研修を開催した。職員の能力向上のため、研修制度の充実を求めた。

5. 高齢者IT活用支援として、スマートフォン講座を6回開催し、延べ55名の方が参加した。

参加者に手厚いサポートを行うため、令和4年度の講師1人に対し参加者4、5名、1回の定員20名から講師1人に対し参加者3人、1回の定員を10名に変更した。高齢者の利便性を考慮した会場設定を求めた。

選挙管理委員会。

1. 静岡県議会議員選挙は4月9日に執行され、定数1名に対して2名が立候補し、投票率は53.3%であった。選挙に係る経費は819万6,150円で、県委託金として同額が交付された。

2. 下田市議会議員選挙は4月23日に執行され、定員13名に対し15名が立候補し、投票率は59.17%であった。選挙に係る経費は1,665万6,373円で、うち公営負担金として、選挙運動用自動車公営負担金227万7,462円、選挙運動用ポスター公営負担金233万3,206円等を支出した。

3. 稲梓財産区管理委員会選挙は9月3日に執行予定であったが、立候補者が定数を超えなかったため無投票となった。

4. 全ての選挙の投票率が低下傾向にあることから、投票率向上に向け期日前投票所の増設に関し検討を求めた。

財務課。

1. 実質単年度収支は1億4,478万4,000円の赤字で、財政力指数は3か年平均0.454で、前年度比0.006ポイント悪化した。

財政調整基金は4億8,001万877円を積み立て4億円を取り崩し、年度末残高は12億1,403万6,506円で、前年度比8,001万877円、7.1%の増となったが、基金残高は静岡県内においては下位のランクである。

令和3年度から令和4年度までを取組期間とする第7次下田市行財政改革大綱及び同実施計画については、行政組織の効率化、協働によるまちづくりの推進、安定した財政基盤の確立の3本柱を中心に進捗管理を行った。

公の施設については、客観的なデータの把握や数値目標の設定を行うため、施設評価調書を作成するとともに公共施設マネジメントシステムを活用し、全ての公共施設において修繕履歴や利用者等の基本状況等を把握するために施設カルテを作成し、ホームページに公開し

た。

4. PCB特別措置法に基づき、低濃度PCB廃棄物期間が令和9年で終了することに伴い、低濃度PCB分析調査業務委託を79万7,500円で実施した。公共施設内の変圧器、コンデンサー等の有無の調査を行ったもので、調査結果に基づき令和7年度に更新し、令和8年度中に処分することを確認した。

公有財産活用検討委員会においては、加増野ポーレポーレの一般社団法人加増野への譲与の検討のほか、旧下田東中学校の下田警察署建て替えに伴う仮庁舎としての活用を検討した。今後も、あずさ山の家等の休止施設の活用の検討を求めた。

出納室。

1. 納付遅延により不納付加算税を支払うことになってしまったことへの再発防止策として、職員の研修を強化して実務能力を高めるとともに、指定金融機関との事務手順にあった矛盾点を解決する等、事務の流れを見直し、瑕疵がないように改善したことを確認した。公金を扱う際の手数料は金融機関ごとに異なっているので、口頭を避けるよう今後も粘り強く個別に交渉していくことが望まれる。

税務課。

1. 市民税の収入額は10億1,357万9,543円、前年度比1,289万982円の1.3%の増であり、そのうち個人市民税の収入は8億9,601万9,794円、前年度比1,843万1,942円の2.1%の増となり、給与所得の増であることを確認した。

法人市民税の収入額は1億1,755万9,749円、前年度比554万960円の4.5%の減となり、物価高騰等による企業収益が悪化している傾向があることを確認した。

2. 賀茂地方税債権整理回収協議会への派遣状況は、下田市が事務局となり東伊豆町へ2名、河津町へ1名の職員相互派遣を実施し、滞納整理業務の強化と徴収技術の向上が図られた。

3. 静岡地方税滞納整理機構へ15件の徴収困難案件を移管し、うち10件分は完納、合計2,117万2,252円が徴収されたことを確認した。

監査委員事務局。

1. 下田市観光協会への補助金について、飲食代については観光交流課の答弁のとおり、補助金からの支出でないことを確認した。また、補助金はももとの補助金と個別事業の補助金の二重構造になっているなど、自主財源との線引きが難しい状況もあるが、観光費用は多額であることもあり、市民の理解を得られるように慎重に対応することが望まれる。

防災安全課。

防災用備蓄用品について、子供用おむつの管理、現状について確認した。

また、学校の空きスペースを活用して備蓄品を保管することについて、学校側と協議を進めていることが確認された。

また、現在までの備蓄食料一覧表の提出を求め、詳細を確認した。

I P無線について、小学校、中学校、警察署、海上保安庁、社会福祉協議会等、41基を共有し、孤立予想集落市内8か所には衛星携帯電話を設置していると確認した。

交通事故による被害の軽減を図るため、自動車用ヘルメット購入費補助金、購入費の2分の1、上限2,000円の交付が開始され、令和5年には申請10件、対象者は11人となった。

ヘルメットの着用は努力義務であるが、着用率が低いと思われる高校生の周知を求めたところ、今後、チラシ配布などを通して進めていくことを確認した。

市民保健課。

1. 個人番号カード交付率は85.4%、令和5年度末であり、全国割合の79.8%、令和6年7月現在を上回り、住民票等のコンビニ交付利用率は15.5%、令和5年度末に上昇し、手数料条例改正、令和6年3月による手数料減額による利用率の上昇が見込まれ、関係事務量の軽減や住民サービスの向上に結びつけることが望まれる。

救急医療は第1次救急医療、賀茂医師会委託、在宅輪番制、第2次救急医療、賀茂地区内4病院委託、病院輪番制により実施した。

下田メディカルセンターにおいて、整形外科医師不在により令和6年度の緊急搬入件数が減少したが、令和6年度の医師着任により緊急医療体制は整備され则认为。

2. ドクターヘリの活用状況は、賀茂地区で約300件、うち下田市で67件の活用があり、重篤患者の救命率向上と後遺症軽減に貢献しており、今後もドクターヘリの効果的な運用が望まれる。

3. 順天堂大学医学部附属静岡病院直通バス事業は、高度医療への病院や見舞い等において交通弱者を中心に不可欠であり、現状、朝、行き1便、夕、帰り1便で運行しているが、利用者の要望として帰りの増便があり検討課題とのことである。利便性の向上、事業継続においては、伊豆地域公共交通活性化協議会を含めた検討が望まれる。

4. 大規模災害に備え災害医療体制強化推進事業として、関係機関との連携により救護所訓練や遺体収容所運営訓練を実施した。今後、関係機関との運営、協力体制を構築し、定期的な訓練の開催とともに必要な資機材の整備が望まれる。

福祉事務所。

①民生委員・児童委員において、11名の欠員が生じており厳しい状況であることが、関係者各位への声かけをしていくとの回答があり、委員確保に向けていくことを求めた。

障害児通所支援事業において、児童発達支援の年間延べ利用数は、令和4年度の2人に対し令和5年度には98人、放課後デイサービスでは、令和4年度の年間延べ利用者数46人に対し令和5年度には198人と増加し、利用者からも好評を得ていることから今後も大いに期待される。

結婚新生活支援について、39歳以下の御夫婦を対象にリフォーム、引っ越し等に係る費用の補助をするものであるが、国の基準では39歳以下は30万円となるところ、下田市においては独自の施策で60万円補助するものであり、移住・定住促進のためにも大いに期待される。

環境対策課。

1. ごみ処理場において、市収集可燃ごみ量は減少したが、要因として人口減少や減量化活動の成果が考えられるため、これまで以上のキューロの推進や分別の徹底等の活動が望まれる。

一般持込み、業者ごみ量においては減少が見られないため、今後の業者への減量への啓発が望まれる。

2. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金、猫のTNR活動団体への補助金の交付により、野良猫の減少に効果があると判断でき、人と猫との健全な共生のために事業の継続が望まれる。

不法な餌やりが課題であり、注意看板設置や市、保健所の指導による防止が望まれる。

3. 公衆便所の管理として、4か所の清掃管理を行っているが、2か所で老朽化が目立ち、使用に支障を来す状況も考えられ、適正配置を含め新築、改築、廃止等の検討が望まれる。

産業振興課。

1. 猿、イノシシ、鹿による農産物被害の抑制を図り有害鳥獣を駆除するため、賀茂猟友会下田分会に年間70万4,000円で鳥獣駆除を委託した。

鳥獣駆除の実績に対する報償費として333万5,000円を支給した。

下田市有害鳥獣対策協議会に対して529万2,000円の補助金を交付し、有害鳥獣対策の協力を得るとともに捕獲通知システムを活用し、捕獲確認作業の負担軽減が図られた。また、南伊豆町との共同事業として地域ぐるみの鳥獣対策を図るため、鳥獣対策の専門家を招き講演会を3回行った。

鳥獣被害防止に農業者が設置する電気柵、防護柵等の購入22件に対して132万3,000円の補助金を交付した。

農業者の高齢化により電気柵、防護柵の設置が困難になっている現状から、地域おこし協力隊等による人的支援が求められる。

地域おこし協力隊とともに、かんきつ類や天城甘茶の栽培等の研究を行い、耕作放棄地の有効活用や農地を生かした移住促進の可能性を検討した。今まで在籍した隊員の退任に伴い、新たな隊員の活動による農業振興が望まれる。

ワーケーションに関する情報をSNSにて発信し、個人や企業の誘致、誘客を図った。

また、まちなかワークスポット施設の管理運営を行うとともに、道の駅開国下田とワークスポット内に個室型テレワークブース1基を設置し、利用者の利便性が図られた。さらなる情報発信により利用者の増加が望まれる。

旧樋村医院のワーケーション施設においては今年度で契約が終了することから、利用率を上げるための新たな施策が求められる。

観光交流課。

1. 5月5日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行となり、黒船祭、あじさい祭、水仙まつりなどのイベントは全て通常どおりに開催され、イベントの入込み客数、観光交流客数は回復の兆しが見られたが、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の数字には達していないことを確認した。さらなるイベントの内容充実とともに、観光まちづくり推進事業補助金の使い方を検証し、より効果的な使い方を検討することを求めた。

海水浴場入込み客数は比較的天候に恵まれたことや、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより26万6,660人と、対前年比10.4%増となった。

白浜大浜海水浴場条例違反事業者対策については、夏期海岸対策協議会原田支部によるサービス拡大、市の職員によるパトロール、警備員の配置、防犯カメラの設置により一定の効果が見られた。改善されない点については協議し、対策を重ねることにより、安心・安全な海水浴場とすることを求めた。

建設課。

1. 景観まちづくり基金について、残高が6,800円となっているため、有効活用するよう求めた。

2. 耐震改修支援事業について、住民負担を軽減するなど制度変更も踏まえ、耐震化促進を図るよう求めた。

3. 空き家対策については、周辺住民への被害も考慮しながら早急な対応が行えるよう、関係機関と連携するよう求めた。

4. 地籍調査業務については全体計画、進捗状況を確認し、まずは津波浸水区域の早期完了を求めた。

5. 伊豆縦貫道建設促進事業に伴う建設発生土活用土地利用計画について確認した。

6. 耐震性の劣る市営丸山住宅について、現状と今後の予定を確認した。

7. 交通規制社会実験等都市計画マスタープラン推進事業を進める際には、観光交流課と横断的な連携、調整を図り進めるよう求めた。

学校教育課。

1. グローカルCITYプロジェクトの推進について、今まで市内のプログラムに限定されていた補助金の要綱を改正したことにより、市外での体験プログラムも行えるようになり、充実した体験事業が行われていることは確認した。しかしながら、グローバルな視点に基づく活動は模索している状況が見受けられるため改善を求めた。

2. 学校給食について、主菜や副菜については学校給食センターにて調理されているが、主食や牛乳については県の学校給食会に加入している指定業者に頼っており、業者の撤退も懸念されることから、学校給食センター内での炊飯等の検討を始めなくてはならない状況であることを確認した。

3. 保育事業について、育児休業の場合、保育要件は2歳児クラス以上の園児に対しては、ある程度の定員が確保できており、退園せずにそのまま在籍が可能であるが、1歳児クラスは受け入れていない現状である。今後は1歳児クラスについても保育の認定条件としての検討や使いやすい保育所にしていくことを確認した。

4. 朝日公民館の放課後児童クラブは空調の効きが悪く、スペースが限られた中で勉強を行う、施設外での外遊びができないことなどが懸念されており、災害のことも考えると学校に併設されていることが望ましいことから、下田市朝日小学校での放課後児童クラブの検討をしていることを確認した。

生涯学習課。

1. 生涯学習施設整備基本構想における公民館廃止を含めた今後の予定について確認した。

2. 青少年海の家については、文化的価値づけの判断、記録保持のため建物の建造形式や特徴について調査、評価を実施した結果、敷地内に未相続の民地があることが判明し、文化財登録または民間活用に当たっても支障となるので、委託等での土地の整理を進めることを

確認した。

3. 図書館整備計画については、現図書館は老朽化が著しく、安全確保のためにもスピード感を持って検討することを求めた。

4. スポーツ合宿・大会誘致推進については、裾野市、掛川市の先進地視察結果等を参考に地域おこし協力隊と連携しながら効果的に進めるよう求めた。

5. 令和4年度から実施されている、まちじゅう図書館については、現在市内5か所に設置されているが、本を手にとってもらう仕掛けが必要であり、今後、設置者に聞き取り調査を実施し課題の洗い出しをした上で、効果的に広めるための手法を検討していくことを確認した。

6. 移動図書館車が来年度に導入される予定であり、市内各種イベントに参加し認知を高め、図書館からも遠い人にも公平にサービスを受けられるよう、効率的な運行計画を立てることを確認した。

2. 特別会計等決算について。

1. 下田駅前広場整備事業特別会計について。

①駅前広場の利用形態、専用区画や承認台数について確認した。

2. 国民健康保険事業特別会計決算について。

①療養給付費、高額療養費、1人当たり医療費が前年度より減少している原因として、世帯数、被保険者数の減少があり、団塊世代の後期高齢者への移行、社会保険の適用拡大、高収入者の国保離脱等によるものと考えられる。この現象が国民健康保険税の課税収納に悪影響にならないことが望まれる。

②国民健康保険税の収納率は令和6年度現年分93.6%であり、近年固定化した感がある。国の平均値である94%を上回る方策が望まれる。

③健康給付費減少と市民の健康維持を目指す保健事業として、人間ドック受診費補助とともに特定健診、特定保健指導を行っている。

特定健診の令和5年度受診率は34%で、前年比2.1%から1%の上昇は評価に値するが、当面の市目標値40%、国目標60%に向けたより一層の努力が望まれる。

3. 介護保険特別会計決算について。

介護サービスの担い手の育成は介護サービスの継続、充実の要であり、介護保険事務としてこれまで以上の計画性と、より具体的な施策が望まれる。

②地域支援事業として介護予防、認知症予防、健康づくり、居場所づくり等の展開は、講

座活動の受皿である組織や加入者の減少が見られ、より一層の活動の活性化が望まれる。

#### 5. 後期高齢者医療特別会計決算について。

①静岡県後期高齢者医療広域連合は、資格、給付、保険料賦課の審査及び決定を行い、市町で申請受付及び保険料の徴収を行っている。

特別徴収は年金からの自動徴収により収納率100%であるが、普通徴収は98.2%、滞納繰越分収納率36%であり、収入未済額の増加が危惧されその対応が望まれる。

#### 4. 水道事業会計決算について。

①大浦、鍋田間の漏水が確認されたが、橋梁に添架された水道管の修繕が含まれることから予算規模が大きくなることが予想され、水漏れ防止のテープ等による応急処置にとどまっていると報告された。大規模修繕の予算措置を求めた。

②水道管の石綿管が残る部分の長さについて質問があり、10キロあると確認された。年間2.5キロの計画で、石綿管を含めた老朽管の布設替えを行っている。

③滞納者に対しては、給水停止措置を行い、場合によっては分納誓約書を交わす等で給水再開を行っている。

#### 6. 下水道事業決算会計決算について。

①市水道汚泥によるバイオマス発電は引き続き研究中である。

②下田市の下水道接続率は75%と、依然県内市町の90%超の市町と比べると低水準である。戸別訪問を行うなどはしているが、画期的な打開策は見いだせていない。

#### 3. まとめ。

「つながる」「グローバルCITYプロジェクト」「下田ブランド力向上」「みなとまちゾーン活性化」の4つのテーマは、関係する課が多岐にわたる。そんな中で、各課横断的には「つながる」をテーマにした施策が最も多く、グローバルCITYプロジェクトについては企画課と学校教育課、生涯学習課に集中していた。

学校教育課の小・中学校グローバルCITYプロジェクトはローカルなプログラムばかりで、グローバルな視点に欠けると委員から指摘があったが、改善策がそう簡単に見つかるとは思われない。また生涯学習課では、今後、各施策を精査する必要があると課題が率直に示された。

みなとまちゾーン活性化に関しては建設課で取り上げられたほか、企画課では難航していると報告されている。下田ブランド力向上については特に示されることはなく、全体を通してテーマを具体的な施策に落とし込むことが今後は必要不可欠と思われる。

財政面では厳しさが強調される反面、今後、ごみ処理場建設、旧グランドホテルの活用、伊豆縦貫道（仮称）下田北インターチェンジ付近の整備はもとより図書館建設といった急務の大型事業が控えている。こうした現実を鑑みると、市庁舎建設事業で利用された緊急防災・減災事業のように、有利な国県の補助金等を積極的に活用するのはもちろんのこと、予算体系の見直しも必要である。

例えば、長年の懸案事項である夏期海岸対策事業については、白浜の治安向上は一定成果を見せているものの、条例改正等の具体的措置が望まれると同時に、夏期海岸対策協議会への補助金がこの5年間で1,371万9,141円から4,217万円と急増している。海水浴客が減少の一途をたどる中、予算金額が3倍強になるのは、予算増額はやむを得ない面が見受けられるものの、組織、予算も含めて大改革が必要である。

これは観光環境が変化している時代にあって、観光政策も過渡期に差しかかっていることの現れである。今後は観光予算の精査によって生まれた予算や、ごみ処理場の建設についても規模の縮小による低予算化を実現することで教育、文化、福祉等、直接市民生活に関わる分野への投資を増やすことで市民サービスを充実し、下田で暮らしてよかったと思えるような予算体系に転換してもらいたい。議会の願いはまさに市民の願いでもある。

以上、適正な執行を要望するものである。

○議長（中村 敦） 報告者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 25分まで休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き報告をお願いいたします。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） 前後しますけれども、これから議案審査の報告書のほうを行います。

下田市議会議長、中村 敦様。

決算審査特別委員長、岡崎大五。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決するべきものと決定したので報告します。

記

1. 議案の名称、

(1) 認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(6) 認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(7) 認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(8) 認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(9) 認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

(10) 認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月10日、11日、12日、13日、17日、18日、19日の7日間、議場において議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木企画課長、須田総務課長、大原財務課長、土屋税務課長、土屋防災安全課長、吉田市民保健課長、芹澤福祉事務所長、鈴木環境対策課長、糸賀産業振興課長、田中観光交流課長、平井建設課長、平川学校教育課長、佐々木生涯学習課長、土屋上下水道課長、加藤会計管理者兼出納室長、高橋監査委員事務局長、藤井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。あわせて関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録に記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

(1) 認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(2) 認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(3) 認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(4) 認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(5) 認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(6) 認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(7) 認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(8) 認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(9) 認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

(10) 認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

以上です。

○議長（中村 敦） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について質問をさせていただきます。

決算委員会の皆さんの御苦勞に敬意を表したいと思いますが、この全てが全会一致で原案認定だということですので、私は必ずしも適正であるというところだけではないだろうという点について、審議したことについて質問してまいりたいと思います。

各決算の決算審査についてという特別委員会の一般会計における事務事業と、決算についてというまとめをしていただいておりますが、その中の1ページでございますが、下から大体3分の1ぐらいのところ、民生委員の欠員が11人あったということが記されております。

こういう状態の中で、民生委員の活動はどうされていたのかと。11人の欠員の方は恐らくほかの民生委員がその部署を受け持つという形にならざるを得ないんじゃないかと思いますが、今後を含めて11人もの欠員をどうしていくのかという方針は持っているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから2ページの下から4行目に学校給食の関係でございますが、近い将来、値上げしなければならない事態となっている、これはどういうことかと。こういうような値上げを認めるような、しなければならないような事態、むしろ学校給食費は公費で無料にしていこうという、こういうことが大方の今の行き方ではないかと思うんですが、そういう状態の中で近い将来、値上げを議会が認めているようなこの発言があったのかどうかと、この表現はいかがなものかと、私は報告から削除していただきたいと考えるものでございます。

それから3ページの企画化の中の(2)でございますが、(2)の下のほうに、今後、市長のトップセールスなど、さらなる創意工夫で実績を上げることが望まれると。議会が市長のトップセールスを望むというようなことであっていいのかと、私は思うわけでありまして。しかも市長のトップセールスとはどういうことなのかと。具体的には三菱地所だとか、あるいは大正製薬さんだとか、そういう企業にセールスに行けというようなことを指示しているのかどうか。これも意味不明でありますし、私としては議会が市長にトップセールスを求めるなどということはすべきことではないと、こういう具合に思います。

さらに同じ3ページの(5)でございますが、稲梓地区の活性化に向けて、最後にこの機会に当該地域の開発に取り組むことが望まれると、ここで言っている開発とは何なのかをお尋ねしたいと思います。

それからすみませんけれど4ページの、お恥ずかしいですけども(4)のところにアンコンシャス・バイアスの研修等という具合の表現がございますが、これがどういう意味か、

意味がよく分かりませんので、御説明いただけたらありがたいと思います。

さらに5ページでございますが一番頭のほうに、財政調整基金の年度末残高は12億1,403万幾らだここに記されてございますが、私は約130億ですか、128億、129億ぐらいの予算の中で、12億からのこの財政調整基金を持っているということは、ある意味では持ち過ぎではないかと、こういう意見を持っているものでございます。

したがって幾らの財政調整基金があればいいという具合に考えてたのかと、そういう基準がなければ下位だとかというような表現は出てこないと思うわけですが、どのような見解だったのかお尋ねしたい。

それから(5)の、今後もあずさ山の家の休止施設の活用の検討を求めたと、ぜひ求めてもらいたいと思うんですが、条例がある中で、それを条例どおりに実施していないなんてことは、とんでもないことだと思うわけです。活用ではなくて、これはやはり条例どおりに実施をなさいということが決算委員会の求めるべき課題ではないかと思うんです。これも何か当局に遠慮して、事実を指摘していないというような気がするわけでありまして。

それで青少年海の家、田牛の海の家のように活用をしたときのみ利用させると、宿泊者があるときのみ利用させるというような、常駐しなくてもそういう形の運営は工夫すれば私はできるのではないかと思うわけです。

約300万からの費用を毎年使っていながら全く利用しないなんていうのは、これは検討を求めるような課題ではなくて、直ちに訂正を求める課題ではないかと思っておりますのでお尋ねをしたいと思えます。

また、6ページに監査事務局のほうで補助金の問題の指摘がされておまして、観光協会であるとか商工会議所あるいは夏期海岸対策協議会も大きな補助金を支出していると思えますが、この指摘のとおりと思えますが、具体的にはどういうことであったのか、さらに御説明をいただけるとありがたいと思えます。

それからこの6ページの整形外科の先生の配置でございますが、5年度は不在であった先生が配置できたと大変喜ばしいことですが、今後を含めてやはり高齢化の中で、整形外科医の配置はどうしても必要かと思えますが、それらの展望等についてどういう見解が出されたのか、お尋ねしたいと思えます。

それから7ページの(3)ですが、公衆トイレのことについて触れております。大変ありがたいことだと思いますが、その中で適正配置も含め新築・改築、廃止等の検討が望まれると。新築、改築、廃止と全部が書いてありますので、何をどういう具合に具体的に要求して

いるのか、お尋ねしたいと思います。

それで私の理解ですと市民文化会館の前のトイレ、それから賀楽太さんと言っては悪いのか、あのところの3丁目のトイレ、それから川端のトイレとペリーロードの大伝さんの筋向かいのトイレ、この4つが浮かぶわけですが、どこのどれを廃止してどういう具合にしろとっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから産業課の有害鳥獣の問題であります。例年どおり課としては頑張ってくれているんだろうと思いますが、それだけではどうしても不十分で、山はつながっているわけですから、下田だけではなくてこの賀茂、あるいは天城山も含めた対策、県と協力した、これこそ広域の対策が私は必要ではないかと思うんですが、それらの議論がどうされたか、されなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

8ページの樋村医院のワーケーションの施設でございますが、これはたしか110万6,500円、令和3年ですけれども、賃借料を想定したけれども、それからこの40万等を削られて、年に8回だかのワーケーション施設として市の職員を含めた研修をするので40万だと。それからポータルサイトというのでしょうか、下田の宣伝のために20万だとかというような形になって、これが総計予算主義に違反した措置をしたわけですが、樋村医院のワーケーションは今年幾らの歳入があって、あるいはどのように利用されてきたのか、してないのか、今年度で契約終了するということですが、利用率を上げるために新たな施策が求められると書いてございますが、利用状況がどうであったのかということについて記されておりませんので、主要な施策も見ましたけれども、その中にもこの利用についての内容は記載がされていないということでございますので、決算審査の中でどう審議され契約を今後はどうするのか、また利用率を上げる施策というのはどういうことが検討されたのかをお尋ねしたいと思います。

それから9ページの学校教育の(1)の中で、グローバルCITYプロジェクトの推進について、グローバルな視点に基づく活動は模索している状況が見受けられるため改善を求めたという。こういうことですが、ここに書いてある文章は、文章は読めるんですけど何をどういっているのか、申し訳ないけれどよく理解ができませんので、この文案は何をどう指摘しているのかお尋ねしたいと思います。

それで2のほうで、学校給食センター内の炊飯の検討を始めなくてはならないと。今の学校給食の中には炊飯施設がなくて、恐らくは柿崎の炊飯施設等に頼まれているんだろうと思いますが、学校給食内での炊飯等の検討を始めなければならないという、この記載の事実はどういうことが議論されてこういう表現になったのか、お尋ねしたいと思います。

それから保育事業についてでございますが、今後は1歳クラスについても保育の認定条件としての検討や、使いやすい保育にしていくことは確認したということですが、その前に1歳児クラスは受け入れていない現状であると。そういう1歳児クラスは受け入れていない現状の中で、1歳児をどうしようということなのかをお尋ねしたいと思います。

多岐にわたって恐縮でございますが、以上でございます。

○議長（中村 敦） 岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） いろいろと御質問いただきまして、ありがとうございます。一つずつ順を追って、できる限り説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページの民生委員の欠員に関してですが、各地区で何とか何とかこっぴどいなくなったというよりは、平たく少なくなっているような現状の中で、やはりその地域の別の民生委員の方がサポートするような形での補充といいますか、作業補充というような形になっているようです。

それで同時に皆さんで声かけをしていただくような形で、やはりこういった時代の中で、なかなかやり手を見つけるのは大変だというお話もお聞きしまして、そんな中でも一応は頑張ってやって今年には8名になったと。要は11名から8名に、足りないという人数が少なくなったということで、一層これからもそういった地道な声かけによってお願いするしかないようなところも確かにあると思いますので、そういったところでまた今後も引き続き御努力いただくように、当局にはお伝えしたところでございます。

それで2ページの学校給食の値段の問題ですけれども、これは現状の予算の枠組みの中でという話です。ですから学校給食を無償化するかどうかというのは、またこれは別の話だと思っておりますので、現状の予算の中では原材料費の高騰等で、逆に言えばよくこの値段でやっているなというようなのが説明を聞いた感想でございますが、要は原材料費がこれだけ上がって、学校給食費は同じで予算枠も同じということは、子供の給食の内容がやはり落ちているんじゃないかという懸念というか疑問みたいなものも出てくるんですが、そこら辺は何とかみんなで工夫をしながら、今のお金でやっているけれどもさすがにちょっと、もう2割も3割もやはり食材費が高くなっているような中で、これはいかにも無理じゃないかと、この今の予算枠では無理じゃないかということも質問したところ、当局のほうからは、ちょっと今の予算枠の中では無理だなというような御返答です。ですから学校給食の値段を上げるというような話ではなくて、現状の予算の中でやれるのかという話の中で、やれないというよう

な回答です。

ですから今後、学校給食の無償化についても、国のほうでも議論はありますけれども、なかなかこれは実現しそうな雲行きの中で、議会としてどう捉えていくのかというのは、今後の議会の課題であると考えたところです。

それで3ページの企画課のところ、ふるさと応援基金の中の企業版ふるさと納税がゼロをずっと推移しているということで、コンサルみたいのところを入れて何とかならないかなということで努力はしてくださってるんですけど、やはり全体として企業版ふるさと納税がほかの地域で増えてきている中で、下田がゼロが続いているというのはかなり深刻な状態ではないかというような認識です。

その中で、今のやり方で無理であるならば、やはり市長のトップセールスなどですから、これは別に市長にトップセールスしてくれという話じゃなくて、市長のトップセールスをするなどの方策があるのではないかと。ない中でどんな方策があるのかというところで、今のところ妙案もないというような中で、そういったことも可能ではないかというような意見が委員の中から出されたということで、ここに記載してあるところです。

次が稲梓のほうですけれども、稲梓の開発といいますけれども、開発というよりは整備計画になります。

インターチェンジができるというようなことで、稲梓周辺の整備をこれから進めていくというところがございますので、インターチェンジ付近をどうするのかということ、農地も含めた活用あるいはその地域の人たちの活用、ハブとしてのその地域性です。地政学的にあの場所が非常に有効であるということは皆さん共通の理解でございますので、そんな中で稲梓の今までの単なる下田の北部の農村地帯という枠組みの中から、東西南北を交差する非常にそのハブ的な地域、この南伊豆の地域のハブ的な一つの価値が見いだされるというのが、今回のこの稲梓のインターチェンジがつくられるということの社会的効果ではないかといったところで、そういった新しい価値観に向けて何ができるのかを地元の人も含めて、この議会も含めてみんなで考えていこうというのが稲梓の開発ということで、別にそこを何か昔の開発という意味ではございませんので御理解ください。

それからアンコンシャス・バイアスというのは私も分かりません。これはどういうことなのかと、ちょっと聞き漏らしたと思うんですが、また後ほどこれはお伝えしようと思いません。調べてお伝えしたいと思いません。

それで財政調整基金のことです。財務課のほうの財政調整基金が、これは増えているとは

いっても実質これは8,000万円を取り崩したというようなことにもなっている状態だと思  
うので、それで財務のほうとしてはやっぱりある程度はこの財政調整基金は手持ちで持ってい  
たいと。なぜならばやっぱり大規模の災害が起こったときにまず最初にお金を出すのは、当  
局がお金を出さなきゃいけないわけです。それで補助金なり支援金なり、いろんな形で国  
県のほうからのお金が来るにしても、それは後からお金がやってくるので、最初にまずは支  
払う、その義務が生じるのは市町村になりますから、そういったときのことも含めてある程  
度のお金は持っておいたほうがよかろうかというような考え方の中での、特に防災的な考え  
方が反映された財政調整基金の額ということになります、それが果たしてその額がどの程  
度が適正かということについては、特に議論はありませんでした。

それからあずさ山の家の活用ですけれども、これは現行の条例の中でやれるじゃないかと  
いうようなお話ですが、やっぱり条例を改正したほうがよかろうじゃないかというよう  
な話も大きく出ておりますので、条例を改正するという事も含めた中で活用を考  
えるということの論点になっております。

ですから今は現状の条例のまま活用するのが無理なので、こういう現状になっ  
ているわけです。だとすれば、この無理な現状を打開するためには、やはり条例を改  
正することによって汎用性を高めて、どういった形になるかは分かりませんが活  
用を考えていくということが必要ではないかというような議論であったかと思  
います。

それから次の観光協会関連のことも含めた補助金の在り方ですけれども、こ  
こにも記してありますように、補助金がもともとある中に個別の補助金も入れてい  
くという仕組みになっているという中で、では何が自主財源なのかという  
と、観光協会ですと25%ぐらいしか本当の自主財源はないわけです。です  
けれども、そのイベントに使ったお金と、いわゆるもともとの補助金とそれ  
から自主財源とが、どう区別して何に使ったかというような勘定にはな  
っていないので、これはなかなかやはりその違法性みたいなことで指摘  
するのは無理があるとは思いますが、やはりそこら辺は観光協会のほう、補  
助金を使っているところはすべからずやはり注意していただきたいという  
しかないのですが、そこら辺で一つ大きな議論になったのが、議会とし  
てそういった他の団体あるいは審議会みたいなところの財政、いわゆる企  
画といいますか何といいますか、そのやっている仕事に対する評価、要  
は今回出てきたのはあくまでお金の使い方のチェックということだけな  
ので、そもそもそのお金の使い方がどうなのか、組織としてどうなの  
か、これだけ補助金を入れているけれどもどうなのかということが、議  
会がどこまでそういった第三の団体に対して手を突っ込んで

やることができるのか、幾ら補助金を出していてもです。

そこら辺で議論がありまして、やはりそこら辺はそこまで議会がやれないんじゃないかというような話もございますし、だとすれば、じゃあどこがそういった補助金の団体に対する監査ではなくて評価みたいなことを行うことができるのか、あるいはそれを改革していくことはできるのかというようなところでの議論になりました。

それで今回のこういった議論をきっかけに、議会のほうでもさらにこういった案件が生まれた場合には調査を継続すべきだというような、議会で調査を継続すべきじゃないかというような委員の意見もありまして、やはりそうした市税、一般財源を使って活動されている組織について、どのような関係性をこれからつくっていくのかということが、今後、議会としても僕はテーマになるのではないかと考えたところです。

それから整形外科医のことですけれども、整形外科医が入ってきてくれたことによって大分この業績もよくなるんじゃないかと。整形外科医と眼科がいなくなったことでメディカルセンターの業績が赤字に転落したというようなこともございますので、それが今年度以降に入りましたので、それが今回、今年度以降はいろんな形でまた予算組みが変わりまして、補助金なども入れられるということで、経営そのものは少し改善していくのではないかとこの向きはございます。

やはり地元の皆さんの要望に即した医療体制を整えるということが非常に重要で、しかもそれが経営上も非常に重要なことでありますので、引き続き事務組合のほうでこちらのほうは議論して進めていただければということでございます。

それでトイレについて、市内の公衆トイレ4か所については個別にどこがどうという話には進みませんでした。ただ、さほど評判がいいわけでもないもので、ですからそういったところをもう一度チェックをしていただいて、今後どのように改善していただけるかということをご提案したというところでございます。

鳥獣対策については、やはりこの従事者が少なくなっているということもあって、今回はこの捕獲通知システムということで導入したということで、そこら辺が非常に有効に働いているというようなところがございますので、今後もまた経過措置を見ながら、この辺りの新しいやり方を注視していきたいというようなところでございます。

それで樋村医院に関しましては、特段これだけ使われて、これだけだったというような数字の提出はございませんでした。委員会としても求めることはなくという状況でした。

というのは、それくらい使われてないということが、あまりにもみんなが知っているとい

いますか、それを聞くまでもないぐらい使われてないんじゃないかというような認識の中での話合いといいますか議論ということで、今後、これは5年度の決算ですので、なかなか来年度以降はどうするんだという議論にはなかなか進みにくいような、そういうようなところがあったんですけども、当然なことながら来年度はこの契約が切れる中で、では三菱さんとしてはどうするのか、下田市としてはどうするのかというのを早めにこれは決定していただきたいというのが、このままでは駄目でしょうというのが当然その委員会としての結論でございます。

それからいわゆるグローバルCITYのグローバルの話ですけど、これは本当にちょっと・・・後でまた資料をお見せすると分かるかと思うんですが、何をやったかという一覧が出されまして、学校教育課のほうから一覧で、こういうプログラムで学校教育の中に取り入れられましたよというような一覧が出されたんですが、それを見ていくと非常に魅力的な取組がいろいろやられていて、皆さんは一生懸命にやられているなというところで非常に感心したところでございます。

ただ、よく見てみるとローカルのものはいっぱいあるんです。魚を取りにいこうとか、何かそういう体験的な、地元の体験的なものはいっぱいあって、これを外の人が見たらすごい羨ましいプログラムだなというような、外から見たらすごく羨ましいし、中でもよくこれだけいろいろと地域の方に説得をして地域の方と一緒につくってくださって、いいプログラムだなと思う反面、ではグローバルのプログラムがどこにあるのかということになると、本当にそのプログラムの中にはなかったものですから、そんな中でグローバルを感じられるようなプログラムを今後展開してほしいということで、ただこれはどうしたらいいのでしょうかという、逆に当局のほうからもいろいろと考えているけれども、実際にではグローバルなことというのは、誰がそれを考えられるのかというところから、まずはちょっと誰かの知恵を借りるほうがいいんじゃないかなというような雰囲気といいますか、そういうところで議論が終わったところでございます。

それで炊飯です、学校給食について。沢登さん、御指摘をいただきましたけれども、主食です、パンと麺と牛乳に関しては、今は全て市外の業者に委ねているというような状況で、しかもその業者さんが減ってきているというような中で今後は非常に、特に御飯を自分のところで炊けるようになったほうが、いろんな意味でその自立性も高くなるし継続性も高くなる。しかもその児童数の減少によって給食センターの施設の使い方が多少は変更できるんじゃないかということで、炊飯もその中でやれるんじゃないかというような案も出ているよ

うで、だったらそれに向けて自主炊飯を進めていったほうがより効果的、能率的で、手数料といえますか、そういった費用的にも安く済むので、ちょっとそこら辺は研究したいというような。ただ、まだこれを導入するかどうかについては、もう一つ、二つ段階があると思います。そこら辺が確認されました。

それで最後の育児休業のお話で、1歳児クラスが保育の中でないけれども、育児休業で来た子に関しては、2歳児クラス以降であったらそのまま通園していただく体制は整っているけれども、それより下の子だと要するに受入れの体制ができてないので、それが現実的にならないというような御返答でございました。

ですからそこら辺は職員の増員とか、そういったことも含めて体制全体を考えていく必要性があるのではなかろうかというのが委員会での皆さんの当局からの説明に対する感想でした。

以上です。

○議長（中村 敦） 質疑の途中ですが、休憩したいと思います。

1時まで休憩します。

午後12時2分休憩

---

午後1時0分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） 先ほどの答弁の補足ですけれども、総務課のほうから資料を頂戴しまして、今読み上げたいと思います。

アンコンシャス・バイアスとは、自分自身では気づいていない物の見方や捉え方のゆがみや隔たりといった意味です。ハラスメントやコミュニケーションに密接に関係しているアンコンシャス・バイアスについて学び、自身、他者への理解を深め、マネジメント力の向上や組織の活性につなげるため職員研修を実施したものです。

アンコンシャスというのは、これは全部英語ですけれども、アンですから否定の意味です。それでコンシャスが意識という意味です。それでバイアスというのは、何と申しますか目に曇りが生じるような現象のことをいいますので、先入観とか偏見のない状態で他人のことを

理解する、自分のことも理解する、自分の仕事も理解するというようなことを総務課のこの下田市の中で職員研修として行っているというもので、アンコンシャス・バイアスというものがもう固有名詞化しております、それで分かりにくいじゃないかということで、当然なんですけど固有名詞として御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 御答弁ありがとうございました。一定の見解を述べさせていただきたいと思いますが、5ページの財政調整基金でございますが、やはりその年に集められた税金は、そこで生きている市民のために基本的に使うと。ためておくのが目的ではなくて、市民サービスをいかに図っていくかということが課題であろうと思うんです。

しかし全くこの財政調整基金等々は要らないというわけではございませんけれども、一定の蓄えも必要かとは思いますが、それはやはりできる限り多ければいいのではなくて、できる限り少なければいいという判断に私は立つべきだという具合に考えます。

そういう観点から考えれば、やはり財政調整基金は4億程度の出入りがしているわけですから、その程度あれば十分だという具合に考えるべきで、災害等々がありましたときは、確かにそれは足りないかもしれませんが、それは災害に伴う国や県の補助金や援助の制度があるわけですので、そういう資金を利用するということが必要ではないかと思うわけです。そういう見解を持っていますので、再度その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、あずさ山の家ですけれども、恐らく四、五年は放置されて、維持するための経費は290万から大体300万ぐらいが毎年かかっているという形で、実態は何も利用していないというような、この条例があるということは、その条例に基づいて市民のサービスをするということを下田市は約束しているわけです。その約束をたがえているという、していないということですから、できないならできないように、できない理由を明確にして、条例を直ちに改正をするなり廃止をするなりの措置をしなければならないと。その条例がある限り、その条例のとおりサービスをするということが当局に求められていることですので、この検討をすればいいんだというような課題ではないと思うわけです。

それを今後もあずさ山の家休止施設の活用を検討をするとかというようなことではないわけです。休止ではないんです、条例が既にそこにあるわけですから。その条例のとおりできなかったことの当局の責任を問うというのが、議会としての議員の役目では私はないかと思えます。

ですからこの活用の検討を求めたというようなことではなくて、条例どおりに実施しなさいと、できないなら条例を変えなさいと、きっちり、そういう提案をすべきことが、この決算の認定で認定すべきことであって、ここはぜひとも訂正をしていただきたいと思うわけですが、どのような見解なのかお尋ねしたいと思います。

あとワーケーションについては使われていないということが前提だということで、これも非常にそういう意味では、決算委員会としてはそういう意味では認定し難い事実だと、そういう認識をしたということであると思いますが、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） まず財政調整基金のことですけれども、その災害も含めてこのまとめの最後のほうに書いてあるように、大型事業が今後は当然のごとくといえますか、幾つも大型事業の案件を下田は抱えております。それでこれを何とかしなければいけないわけで、一般財源の中からそちらの財源を出してくるというのはもうほぼ不可能な現実の中で、ではどのようにしてそういった財政のやりくりをしていくかという中でも、ある一定のその財源確保といいますか財政調整基金等々を、確かにこういった基金の問題というのは国のほうでも今問題になっておりますけれども、やはり一定のものがないと、特に国はお金がなくてもじゃんじゃんお金を刷れるからいいですけど、下田市の場合、地方公共団体の場合はお金を刷れませんので、ですからやはりある一定の財政調整基金は必要であろうと、ほかの基金も含めてです。

ただし、この中にありますように、建設に関するところで建設課のところでの記述がありましたけれども、景観まちづくり基金について6,300万円の残高があるので、これはぜひ有効活用するよということ、やはり具体的にそれぞれの基金に関して有効活用するよということ、こういった意見を上げて当局のほうに指摘をして、次年度以降はそういった基金を使った事業を考えていただくような、あるいは今後の大型事業にまつわる事業資金の在り方といいますか、それをどこから持ってくるかということも含めて考えていただくよということも必要になってくるかとは思いますが、財政調整基金に関しては今申し上げましたように、災害等の大型案件に関とところでは、持っておいてしかるべきではないかと、ある程度はです、というようなところで議論が収まったところでございます。

それであずさ山の家については、こちらも樋村医院と同様にこれまでの経緯というのは皆

さん大体御存じで、結局のところ前の管理業者さんがもうできませんということで手放したわけです。それでそれ以降、同じ条例の下でやってくださるところというのが見つからなかったという経緯がございます。すなわちもうこれは明らかに条例を廃止しなければならない。それで2年ぐらい前に、もう借金のほうの返済が終わって、条例を改正するその条件が整っているところがございますので、今さらにこれを有効活用するためには、取りあえず条例を改正するところから進めることも含めて考えていただきたいということがこの文言の中に入っている。活用の検討を求めるといのはそういった内容でございます。

それで樋村医院のことは先ほども言いましたけれども、何分にも令和5年度の決算特別委員会での議論でございますから、そこまではなかなか令和7年度の予算のところまで追求するというのは権限としてちょっとやはりちゅうちょするところもございますので、やはり今後は12月議会も含めて、あるいは当局の皆さんも含めてやっぱり活発な御議論をいただいた上で、どうしていくのかということ三菱さんも含めてみんなで考えていくという、今局面に立っているのではないかとこのところで、この決算のほうではこのような今年度で契約期間が終了することから、利用率を上げるための新たな施策が求められるというような、簡単な表現になりましたけれども、こういったことで今言いましたような内容が含まれているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。3回目です。

○12番（沢登英信） なかなか議論がかみ合わない、意見が違うところがございますけれども、最後に3ページの市長のトップセールスというのは、これは私は改めていただきたいと。

確かに下田市は水道事業をやって、水をつくり市民に水を売っていると。しかしそれはセールスするためにやっているわけではなくて、環境を守り命をつなぎ市民の生活や事業を支えるための事業として進めているわけで、市長のトップセールスというようなこの表現は、行政のやっている事業に照らして私はふさわしくない表現だと。市長の努力や課長さん方の努力を要請するにしても、市長のトップセールスなどさらなる創意工夫で実績を上げろなんていうようなこういう表現は、私はトップセールスしてるんですよというような市長もいらっしやいますけれども、全くそういう表現をする市長は見づらい市長だと、行政の何たるかを知らない市長だと、こういう具合に私は考えるべきだと思いますので、この表現はぜひとも削除していただきたいと、改めていただきたいと、こう思います。いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） これは別に松木市長に限らず、昨今その報道やSNSなども含めて首長のトップセールスというのは割と平板化された標準化された表現でございまして、それでこれはこういう表現であるということが、今、沢登さんが御意見いただいたようなところで、そもそもはそういったところの沢登さんの考えに資するような表現だったように思いますけれども、こここのところのいわゆる社会の中でのその首長のトップセールスというのは、もう至るところで本当に平板化されて当たり前のように聞かれるような言葉になっておりまして、これを特別に何かというような捉え方ではなく、市長が先頭に立って頑張っていたきたいというような決算委員会のお気持ちですというようなところで御理解いただけないかということで御返答とさせていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） まず岡崎委員長、また浜岡副委員長ほか6名の委員の皆様、長期間にわたります決算審査のほう、お疲れさまでした。

それでは認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について御質問をさせていただきます。

各会計の決算審査についての資料より御質問させていただきます。まず、本会議で私のほうで質問させていただきました施政方針にある4つのテーマを中心に、委員会のほうで審査いただきありがとうございます。

委員長の質問としましては、施政方針にある4つのテーマのうち2つのテーマ、グローバルCITYプロジェクト、みなとまちゾーンの活性化について、そのほかゼロカーボンCITYの取組について、自主財源の確保について、補助金の適正な執行について、個別事業といたしましてはサーフタウン構想について、ワーケーション拠点施設について、また、あずさ山の家について質問をさせていただく予定でございましたが、沢登議員と同じ内容の質問であり委員長から答弁をいただいておりますので省略をさせていただきます。

それではまずグローバルCITYプロジェクトにつきまして、決算審査の資料では9ページと13ページに記載がございしますが、記載がない部分についての確認をさせていただきたいと思います。

下田市は令和4年6月に、ほかのまちにはない下田市の国際性を生かし、これからの国際化社会で活躍できる人材の育成と下田で育った人材との多様な関わりを持ち続けることによ

り、人、もの、地域といった横のつながりとともに、過去から未来への縦のつながりをつくり、世界に通じる魅力的で持続可能な新しい未来の下田の創出に向けた下田市グローバルC I T Yプロジェクト基本方針が策定されているところでございます。

この決算審査委員会においては、この下田市グローバルC I T Yプロジェクトを全体としてどのように御認識をされたか、確認させていただきたいと思えます。

主にこのプロジェクトは教育分野とグローバルの2つの柱で構成されているとされておりますが、市民を含めなかなか概要を理解しづらい部分がございますので、まず委員会としての概要についての認識を確認させていただきたいと思えます。また5年度に実施されたグローバルC I T Yプロジェクトに関連する事業全体をどのように評価しているかをまた確認させていただきたいと思えます。

次に、みなとまちゾーンの活性化について、こちらは決算審査委員会資料ですと13ページ上段のほうに記載がございます。

こちらにつきましても大本となるものは、平成30年度にみなとまちゾーンの目指す姿を世界屈指の魅力ある海と歴史を感じるみなとまち下田とする基本的な方針をまとめた、みなとまちゾーンランドデザインを策定したところに始まっているかと思えます。その後、令和4年3月にみなとまちゾーン活性化基本計画を策定しております。

この基本計画に照らしまして、令和5年度におけるみなとまちゾーン活性化協議会の開催状況、また関係事業の実施状況をどのように評価したか、お尋ねしたいと思えます。

また基本計画にある短期的視点、令和4年から令和6年、中期的視点、令和7年から令和9年、長期的視点、令和10年から令和13年の年次計画について進捗状況等、どのような質疑、議論があったかお尋ねさせていただきます。

次に、ゼロカーボンC I T Yについてでございます。こちらは決算審査委員会資料7ページに環境対策課の部分で一部記載がございます。

令和4年3月に策定された第2次下田市環境基本計画で、2050年度、温室効果ガス排出実質ゼロを掲げ、令和5年度の施政方針でもゼロカーボンC I T Yの取組を表明しているところでございます。

令和5年度中における省エネルギー、新エネルギーの具体的な取組、また、ごみの減量化、資源化の具体的な取組について、こちら委員会の審査報告資料に掲載以外の部分で、どのような質疑、また議論があったかお尋ねをさせていただきます。

次に、補助金の適正な執行について、決算審査の資料ですと6ページと8ページに監査委

員事務局、また観光交流課関係のところでも一部関連する記載がございます。

監査委員の指摘事項として報告がございました、各種団体への補助金の交付において処理不備や記載誤りが多々あり、補助金の補助の必要性や効果を精査し、適正な事務執行を求む内容の意見について。また本会議で説明のあった観光交流課所管の補助事業以外に、他所管課でも同様な事例があったかについて質疑、議論があったかお尋ねさせていただきたいと思っております。

また本会議におきましては、飲食等が補助対象の経費にあったような報告がございましたが、それ以外にも全般的な補助金の使用の仕方という部分での指摘として、実績報告がないであったり変更申請が後になっている、また市長決裁がない、また観光協会におきましては30万円の額でも見積り合わせ等がないであったり、全て概算払いを行っているというところで、そういった報告書に記載以外の補助金の適正な執行について、質疑やまた議論があったかお尋ねをさせていただきます。

次に、自主財源の確保でございます。こちらは資料の3ページ、ふるさと納税であったり、5ページにおいては安定した財政基盤の確保の進捗管理を行ったというような記載がございますが、そのほか審査の過程において各課での自主財源確保の取組について具体的な質疑であったり、令和5年度はどのような実績があったか、確認しているか、お尋ねをさせていただきます。

次に、サーフタウン構想についてでございます。

令和5年度においては、サーフタウン構想の前提となりますサーフタウン構想、サーフィンを生かしたまちづくりを推進するサーフタウン構想提言書が提出されているかと思っております。

決算審査委員会におきましては、この提言書の内容であったり提言に至った経緯についてどのような審査を行ったか、また委員会としてこのサーフタウン構想の必要性についてどのような議論がされたか、お尋ねをさせていただきます。

最後になります。ワーケーション拠点施設の関係で、決算審査の資料でいきますと8ページでございます。

こちらについては沢登議員のほうからも一部質問がございましたが、私からはまた違った観点で質問をさせていただきます。

昨年度5月、コロナ禍を終えた中で、ワーケーションというライフスタイルが徐々に変化しております。今後、このワーケーション拠点施設の活用について、ワーケーション以外の活用であったり、その他の活用等について議論がされたか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

思います。

また、ワーケーションにつきましては施設の利用実績という数字の観点意外にも、地域の課題解決、また経済の活性化、関係人口や新規ビジネスの獲得といった様々な効果があるものとして認識しておりますが、利用実績以外のこれらの観点からの下田市の状況であったり、令和5年度の状況、4年と比較しての数値の変化等、委員会の中でどのような審査をされたかお尋ねさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） まず、順を追って説明してまいります。

グローバルCITYに関してですが、こちらの報告書にもありますように、学校教育課と生涯学習課のほうで主にやられているような、あるいは企画課です。企画課からそちらのほうに振り分けられたというような印象ですけれども、中でも学校教育課のほうでは子供たちにこの地域の何たるか、この地域の魅力をここ下田はいいんだと大人が言ったって、子供が別にいいと思わなければ何ともならないわけで、そういったところで子供がやはりこの地域に継承すべき何かも含めて、先輩の皆さんからいろんなことを教わりながらやっていくという意味では、かなり高い評価をできるプログラムをいろいろ考えてやられていて、そこら辺は頑張っているなというのが委員の皆さんの印象だったと思います。

先ほども言いましたようにその次の段階として、では次にグローバルですからグローバルのほうをやらなければいけないということで、ローカルはしっかりできてきているぞと、では次はグローバルをやっていくんだというところで、今はどうしようかなというような、踊り場にいるというような認識でございます。

ですから教育の分野で一番グローバルCITYというのが、ある程度は具体的な施策として実現できてきているという評価はできるかと思いますが、そのグローバル自体が非常に幅の広いものでございますので、教育現場だけではなくて、じゃあほかのところでもできるんじゃないかと言われれば、何にでもグローバルと言えればグローバルになっちゃうみたいな感じもするんですが、では具体的にということになると、各課の皆さんのほうからこれをしてますというような報告は特にございませんでした。

ですから先ほど、このまとめにも書いてありますけれども、やはり企画課、学校教育課、生涯学習課が中心になってグローバルCITYプロジェクトは今進めていて、その中で若干

幅を広げ過ぎた部分もあり足りない部分もあるのかなという中で、幅を広げ過ぎて効果が見通せないような部分については、やはり少し考えていったほうがいいたろうというような御意見もございましたし、もうちょっと伸ばしてほしいというグローバルの点は、委員のほうからも伸ばしてほしいというような話はございました。

それでこの4つのテーマのうちのもう一つ、みなとまちゾーンに関してはまともにも書いてありますけれども、建設課のほうで前々からやっていたみなとまちゾーンというよりは、その全体のやはり都市計画みたいなどころの中でのみなとまちゾーンという捉え方の中で、大川端に近いところの街路をスペインとかイタリアの下町を思わせるような、あそこに皆さんがそれこそパラソルでも出して何か飲み食いしたりできるような、そういうゆったりとした場所にできないかということでも少しずつ進められている部分があって、そこが当然のごとく今の雑忠さんの辺りから下田駅のほうまでつながってくるような構想が、今は途中でございますけれども、そことやはりこの道の駅のほうを結ぶというところまでは、まだ全体として構想としてはあるんですが、具体的にそれをどうやって動線をつくっていくかということは、これは長年の問題でございまして、それでみなとまちゾーンの協議会等々がどのぐらいあったのかという質問は特になく、そこら辺がなかなか議論も進まない難しい局面にいるのだなという認識は委員の中では共有化できたと思っています。

というのは魚市場の老朽化の問題、それから外ヶ岡交流館の活用の問題も含めて、伊豆急下田駅とどのようにそこら辺をつくっていくかということが、個々の案件で結構大きな案件がくっついているものですから、その大きな案件をつなぎ合わせて一つのみなとまちゾーンということになると、あるいは船のこともありますので、船が入ってくるということも含めて議論をするということになると、その議論をする協議会なりの位置づけ、形づくりもなかなか難しいのかなという、これはあくまで想像ですが、そういったところも含めてちょっと進捗はしていないというところが、各課の何かやっていますかというところでは特に報告もなくというところでもございました。

それであとゼロカーボンについては、ゼロカーボンという言葉が全く出ておりませんで、ゼロカーボンという言葉ではなく、この報告書にもありますようにキエーロの活用がかなり増えてきているということの報告と、あと実際のところごみが減っているという、これは何かをやったから減っているのではなくて、どうやら人口減等々で減っているのではないかなというような分析が課のほうからございまして、ただ一方で、持込みごみ等、事業系ごみのほうはどうも減ってないんじゃないかというのは委員のほうからも指摘がありまして、その辺

りはこの決算委員会でどうするかというよりも、やはり議会も含めて事業系ごみ、持込みごみの減量をどうしていくのか、いわゆるごみ全体を減らすというざっくりとした話の中のことにはなりますが、個別にやはり対応していくことが今後の課題ではないかなということで、次のこれからの議会それから当局の方々も、そこら辺は的を絞ってやっていただけないかなというのが委員会として、これ以上は委員会ではなかなかそこまで議論を深められないというような状況でございました。

それで補助金に関してはこのまとめのほうにもありますけれども、一番今回頂いた資料の中で目を引いたのが、夏期対策協議会の補助金の額がこの三、四年で3倍になっているという資料を頂戴いたしまして、これは一体どうなっているんだというようなことなんです、そこにはそれなりの事情もあってそういった予算づけになっているというような説明もありながら、しかしながらこれを市民の皆さんにどうやって説明したらいいのかということになると議員としては非常に悩ましい問題で、じゃあこれは次年度からこの予算をどのように、予算のときにこれをでは果たして認めていいものなのかどうなのかも含めて考えなければいけないというところで、そうなってくるとその夏期対の構成の人たち、要は誰が夏期対に入ってやっているかという組織の問題、それから夏期対が何をやっていくかというその政策の問題も含めて議論をする中で、予算の問題も当然議論していくというのがあるべき道筋だと思うんですが、じゃあそれをどこから議会、どこまで議会がそこにタッチできるのか、タッチしていいものなのか、どういう仕組みを使えばそういった疑問に対してたくさんのお金を、市のお金を入れている以上、議会も責任がございいますから、その責任をどうやったら議会が全うできるのかというところで議論はありました。

ありましたけれども、でも結局それをじゃあ今回の決算委員会でこうするんだというような結論は出ておりません。出るところに達するまで議論が深まらなかったといえますか、やはりそれは一つ大きな課題として、議会及び当局も含めてこの大きな予算が動く補助金に関してはどういうチェック体制が要するのか、単なる予算の審査だけではなくて政策審査というようなことで政策が、それが全うに行われているのかも含めて政策審査をどうやって行っていくのかというのは、今の下田市の観光行政に与えられた非常に大きな課題ではないかというようなことを委員一同が認識したところでございます。

それで自主財源については、特にふるさと納税以外の自主財源の議論はございませんでした。今後また一般質問等でこういった質問は出てくるのかなという感じもします。

それでサーフタウン構想については、先ほどの4つのテーマということでやっておりまし

たので、サーフタウン構想までは正直、行き着かなかった面もあるんですが、グローバルCITYであるとかそういったこの4つのつながる、グローバルCITY、下田ブランド力、みなとまちゾーン活性化のどこかに、このサーフタウン構想も含まれるような雰囲気は何となくあるので、これがサーフタウン構想はこれですみたいな、どれですか、これですみたいな話にはならず、特に議論にもならずというところでもございました。

ただし、中学校の子供でサーフィン部ができて熱心にやられているというところで、一つ形にはなっているのかなというのが率直なところですよ。

それでワーケーションの拠点に関しては先ほども申しましたように、やはり今後の事業展開をどうするかというのが一番の問題点で、今までのことは大体、皆さんはうまくいってないということで分かっているので、これはじゃあうまくいくためにはどうするかという議論に、まだ全然この議会も含めて立ってないところで、決算委員会でそれをやるというのは酷じゃないかというか、5年度までの一応の話の中で7年度の話をしていくということの難しさを感じるのと、やはりこの下田だけがたがたと議論すればいいという話ではなくて、三菱さんもやってくださっている以上、三菱さんとの御議論も当然ながら必要になっていくでありますし、それをどういう枠組みの中で議論していくのかということを経後の課題として感じたところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 御答弁のほうをありがとうございます。

私はこの決算審査の意義というものが、次年度の予算編成に向けた議会としての意見をまとめる場かと認識しております。

一般質問であつたり各予算に対する質疑についてはあくまで個人の意見でありまして、この決算審査であつたり決算報告書というものは委員会で審査し、議会として当局側に次年度の予算編成に向けてこの指摘事項を考慮した上で予算編成をしてください、そうでなければ予算も承認いたしかねない、そういった意味合いがあると思いますので、ぜひともそういった視点での審査が必要なのかなと感じているところでございます。

その中で、再質問という形でみなとまちゾーンの活性化、活性化と併せてそこにある課題解決というものも並行してしていかなければいけないと思います。

例えばこのみなとまちゾーン活性化の対象地区となっている場所には、稲生沢川の河口にある沈没船であつたり国道沿いの崩壊ホテル、河川上流域からの漂着ごみ、河川河口、港内

の浚渫、宿泊施設の下水道接続率向上、こういった課題が山積しているかと思いますが、その点について委員会のほうでは何か質疑や審査があったか確認をさせていただきたいと思います。

次に、ゼロカーボンCITYでございます。やはり審査において具体的な数字、状況であったり様子とかそういった感じ、雰囲気が見られるではなくて、実際の数値を用いてやはり審査をしていく必要があるのかなと思います。

このゼロカーボンCITYに関連しましては、例えばリサイクル率であったり1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率でいえば令和4年度は14.2%、1人1日当たりのごみ排出量、全体でいえば1,152グラム、一方、生活ごみだけでいえば609グラムといった数値が示されております。

私のほうでは令和5年度の数値、実績が確認できませんでしたので、決算審査特別委員会の中でこういったリサイクル率、ごみ排出量、生活系ごみ、事業系ごみを区別した1日当たりの排出量、その辺の数値について何か質疑であったり審査をされたか確認をさせていただきたいと思います。

次に補助金の適正な執行というところで、本会議においては概算払いであったり実績報告がないといった、先ほど質問させていただいた内容がございますが、その点については特に深掘りをされなかったかについて再度確認をさせていただきたいと思います。

また財務課のほうで、公の施設の公共施設マネジメントシステムを活用した中で、施設カルテを策定されているといった審査内容がございました。補助金についても当局側でも補助金支出の適正化を図るため、同じく財務課で客観的評価として補助事業評価、いわゆるサマーレビューという形で評価を実施し、ホームページで公開されているところがございますが、このサマーレビューについて何か委員会の中でその有効性について審査、議論された内容があったか教えていただきたいと思います。

最後にワーケーション拠点施設でございます。こちらも様子であったり雰囲気ということで改善を求められているようでございます。

具体的な課題としては、こちらについても議会のほうで何度か意見を決算であったり一般質問でされているところがございますが、賃貸借契約の契約内容の見直し、また公有財産の区分、現状は行政財産、公有財産となっておりますが、公共用財産ではないかといった議論であったり、公有財産の管理方法、賃料としての委託でいいのか、指定管理制度を用いたほうがいいのか、また賃料の算定基準、行政財産の貸付けについて賃料を明確にしたものをつ

くる必要があるかないか、また駐車場等といった共有施設の単独使用の点について委員会の中で議論があったか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） 今回の決算審査について、やはり一番、委員長として着目したのは、どういう課題が出てくるか、その課題に対して当局の皆さんがどう考え、どのような形で予算、立案、執行というところまで考えを具体化、具現化していただくかというような、ある種のちょっとした役割分担みたいな考えの中で運営していこうと考えてやったところですよ。

ですから課題はある程度、僕はお示しできたのではないかなと思ってるんですが、その先のもう一步を今、江田議員が言われたすべからくのことというのは、その先の一步はどうなってるんですかということで、その先の一步を進むに当たってデータを確認してやっていくべきじゃないかというようなお話なんですけど、あまりにもそこまでやる物理的な条件が整っていない。すなわち議論をすとしたら一個一個がかなり重い議論になって、時間もかかってくるというようなところで、それを一つ一つ精査する、ちょっとそのゆとりは与えられた時間の中ではちょっと見いだせないなど。

すなわち議会も働き方改革でございますから、定められた時間の中で始めて、定められた時間の中で終わるのが理想でございますけど、やはり夜中までやるとかいう、そういう話はちょっと遠慮したいといいますが、やるべきではないと僕自身は思っております、なるべくそういう形で時間内に済むようにということで進行させていただいたところで、言い訳めいて申し訳ないですけども、そういった形で進めたというのが全体の流れでございます。

それでみなとまちゾーンに関しましては、やはり今江田議員が指摘された問題は、一つ一つやらなければいけない問題で、あの船の問題にしてもそうですし、その旧富士屋ホテルの問題にしてもそうですし、これはみなとまちゾーン全体としてそれを取り上げるには、一つ一つがあまりに重過ぎる。魚市場の問題もそうですし、道の駅の活用にしてもそうですし動線にしてもそうですし、そのことをあまりにもみなとまちゾーンのところにくっつけ過ぎちゃうと、何というんですか船が沈没しちゃうといいますが、そこら辺はやはり一つずつを分けて考えて、一つずつ整理していかなければいけない課題ではないかなということを感じたところです。

それでゼロカーボンCITYについては本当に申し訳ないんですけど、ゼロカーボンと

という言葉が誰からも出てこなかったという中で、ただ流れとしてはそちらのほうに向かってやっていますよというような担当課の説明はありましたし、具体的にこういったところでということで特に着目されたのが、これは今年度に入ってからのお話ですけれども、マックスバリュさんとそれからどこでしたか、いわゆる資源ごみを置いて、そこでかなり活用が広がっているというところで、ただまだ数字は出てないので何とも数字の点ではお示しできるものがないのですが、こういった新しい収集方法が市民の中ですぐさま定着して、しかも大きな成果が出ていると推測できるみたいな現状がございまして、それをやはりどうこれから進めていくのかという、すべからくこれからどう進めていくのかというところの先の話は、今回皆さんにお示しした課題を出発地点にさせていただいて、そこから当局、それから議会も含めて話を詰めていく。それで大きな案件が多いですから、それを一つずつ精査して、やっぱり一つずつ固めていくということが必要ではないかと考えています。

それでワーケーションの拠点についても、まずはどうするかということが必要なもので、どうするかということの中で、先ほど言いました細かい契約内容みたいなことも定められていくんだと思うんです。

ですから何のためにどういうものとして使うんだということがまず明確になってこない、細かい条件整理というのができないので、条件整理をしてから何か考えるのではなくて、まずどうするんだということ、大枠を決めてから条件整理に向かうという方向性が必要だということで、決算委員会では議論がそこで終結したといいますか、次に課題としてお示したというところがございます。

それで施設カルテ、サマーレビューについて、個人的には見てますけれども、このこと自体は議論にはなりません。ただ、その政策監査というところ、いわゆる監査なんだけれどお金が正しく使われているか使われてないか、ルールにのっとっているかのってないかではなくて、その補助金を使っている協会なり審議会なりそういったところで、それを誰がその政策的なことをチェックするのかというところを、この政策カルテとかサマーレビューで判断するというよりはもっと予算執行に近い、議会も含めたところで何かその仕組みをやっぱりつくらなければ、やっぱりこれを変えていくのは今の仕組みの中ではなかなか厳しいのではないかとというのが、様々に議論が出た中で、これは本当に補助金のことに関してはすごくたくさん議論が出ましたけれども、やはり議会としての立ち位置、それから決算委員会としての立ち位置ということも含めて、どこに線を引いてどういう形になっていくのかが分からないと、議論もなかなか煮詰まっていけないんじゃないかなというのがその難しい

ところだと感じたところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 決算審査でのまとめというものは、これからの市当局が様々な施策を進める中で、議会が後押しするのではないんですが、この事業は必要だ、この事業は見直しが必要だ、それを議会としてやはり考えてまとめていく必要があるかと思います。そこを数字として深掘りする部分は当局の御協力をお願いするかと思いますが、その他の部分については議会としてやはり判断していく必要があるかと思います。

これまでもオリーブプロジェクトであったり子育て支援アプリについては、何度も決算委員会の中で指摘した中で、当局がその事業の方針の決断をされたという経緯がございます。職員さんや当局に対して、この事業は必要と思いますかではなくて、議会としてやはりその判断をしていく必要があるかと思いますので、最後は3回目の質問の中で、少し一委員の中からは発言があったということがありましたが、例えば補助金に関係する事業については概算払い等の実際が監査委員の監査の中ではあったということで、議会としてそういった特別委員会を設置して、補助事業全体の見直しであったり適正な執行を評価するべきではないかといった、委員の発言に基づいたそういった議論があったかどうかについて御質問し、質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 岡崎委員長。

〔決算審査特別委員長 岡崎大五登壇〕

○決算審査特別委員長（岡崎大五） 今回の決算委員会は、去年と今年と2回しか僕もやっていませんけれども、このまちにとって、下田市にとってはかなり大きな問題点が、今までのごみ処理場でこれは幾ら使うとかそういう問題ではなくて、このまちを構成する様々な要件に対して、どう行って行ったらいいんだろうかという中で、今まで隠れていたというか、例えばみなとまちゾーンのことをいっても魚市場の話なんてほとんど出てなかった、この1年ぐらいは出てなかったのが最近は少し出てきている。道の駅の話もそうですけれども、みなとまちゾーンは出ているのに、そこにあるもののいわゆる課題については何も語られてこなかった中で、今回の決算委員会ではそういった大きなテーマがいろいろある中で、さらにそれを構成する具体的なことのテーマについて何か発見があったといいますか、そのような委員会ではなかったかというような気がしております。ですからここに出てきている様々な具体的な施設等々、その補助金の在り方も含めてこれは非常に大きな問題提起になったと感じ

ております。

それで補助金問題に関しては、ある委員の中からは議会で継続して、やはりこれは継続調査をするべきだと、これは観光協会に対してですけれども、そういった意見もありました。ですけれども、ではそれを本当にどういう枠組みの中で、誰がそれをやっていくのかということになりますと、正直どういう枠組みがあるかも分からない中で、なかなかそれはみんなが、観光協会の会員になっている議員も多いので、その観光協会の中で意見をすればいいんじゃないかということもありましたし、あるいはやはりこれは行政でお金を出している以上、行政のほうから何らかのというような話もありましたけれど、そのまず枠組みづくりからやっぱり始めなければいけないという認識かと思います。

夏期対策協議会に関してもそうですけれども、要はその団体なり協会なりが問題ではないわけです。ただそれが本当に外部の目が入った中で、適正化ができていくかどうかということは問題であるということが今回は問題視されたわけで、それをどのようにして枠組みをつくってやっていくかというのは、議会も含めて僕は今後のテーマとして与えられたのではないかと思います。

ですから様々に当局の方に御協力をいただきながら資料を提供していただく中で、本当にこの4つのテーマに関しても真摯に御返答いただき、それに対して委員会のほうでも真摯に御質問させていただきながら、このいろいろな課題が、しかも案件の大きな課題が今回は明確化されたということで、今後のこの下田市政にとってよりよいものになるのではないかと、ちょっと手前みそですけれども思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

ここで休憩したいと思います。

2時5分まで休憩します。

午後1時52分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

これより各決算認定議案について討論、採決を行います。

認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 令和5年度の決算認定について、私は不認定とすべきであるという立場から発言をさせていただきたいと思います。

まず、先ほども指摘しましたように、あずさ山の家休止はまさに条例違反そのものであります。しかも何もしないにもかかわらず、その維持費に290万からの費用を払い続けてきていると、恐らく4年近くそのような経緯になっていようかと思うわけであります。

当局は指定管理者がいないと、受けてくれる人がいないからできないんだと、こういうことでございますが、指定管理制度にするかどうかを含めて、どう管理するかの権限は当局にあるわけであります。

したがって、一つの提案としましては、ゲストハウスのように地元の中・高生や、あるいはこの学生が使うようなときだけ貸し付けるといような方法も、そこに常駐する管理者がいなくてもできるわけですので、そういういろいろな手だてを考えて利用をするということが必要ではないかと思うわけです。

しかも、それらもできないということであれば、それは早急に条例を改正して、どういうようにするかということをするべきであります。まさに条例があるということは、その条例に従って稲梓地区の活性化のために提供しますよということを住民、市民に約束しているわけです。その約束をたがえて、たがえ続けてきているというようなことが許されていいわけがないと私は思います。

次にワーケーションでございますが、これも一昨年、国の事業として支援を受けて、この事業をたしか1億5,000万ほどで樋村医院のところの改修をして、三菱地所に貸し付けるとい形でワーケーションの拠点施設として運営をされてまいったかと思うわけです。

ここもほとんど利用がされていないということであれば、早急にその原因を明らかにして、どのように運営をしていくのかを定めていただかなければならないと、これもやはり決算の内容上、認定ができない課題の一つであろうかと思うわけであります。

さらに1市3町のごみ処理事業についてでございますが、今本当に必要なのかと、先日の一般質問では浜岡議員のほうから、東伊豆町に60トン燃やす容量があるんだから、30トン

の残りがあれば十分なので東伊豆町と協力し合ったらどうかと、こういう提案もありましたように、今は本当に早急に1市3町で焼却炉やごみ処理施設を造らなければならない時期なのかと、こういうことを再度検討し直していくべき課題であろうと思うわけです。

昨年の環境影響調査におきましても、既に旧東本郷の元の庁舎のところのダイオキシンの環境基準が、年に6回だか数回オーバーをしていると。いわゆる酸性雨に見舞われるような事態が車の公害等々を含めて発生していると。こういう状態の中で夏場には600台から、ある場合には1,000台を超えるようなごみ車がこの下田に押し寄せてくるということが、最高の量としては想定しなければならないと。そういうことを考えましたときに、まさにオキシダントによります公害、酸性雨の公害というのは免れないということになるかと思うわけでありまして。

さらにこの敷根の横にあります敷根川等の上流の調査によれば、梅雨時と夏のときのダイオキシンの環境基準はオーバーしている。しかし冬と春と年平均、4回をすると環境基準は0.92で守られるとかいうような、こういうことで問題はないんだという言い方をしていますけれども、この梅雨時と夏場とを合わせた、雨が降るときはダイオキシンも河川の環境、この基準をオーバーしているという、こういう状態でございますので、敷根地区に焼却炉を運転し続けることが妥当なのかどうなのかということが、客観的に見れば子供たちの健康や等々を含めて真剣に考えなければならないにもかかわらず、生活環境影響調査の結果、何ら問題がないんだと、こういうような見解を当局が出しておりますことは、私は大きな間違いではないかと、こういう具体に思うわけでございます。

そして5年度におきましても、このごみ処理事業への費用は下田市も負担をし、御案内のように今そういう支出については差し止めてほしいという裁判を起こして、その原告の一人となっているものでございますので、そういう立場からもこの5年度の決算書は認定ができないということの理由になるかと思うわけです。

なお、下田公園の元グランドホテルの購入については清算人から100万円で購入するというところでございまして、議会としては認定をしているところではございますが、これもなかなか防災公園として、津波等は海から来るわけですから、その海の真正面にある公園が防災の逃げ場として妥当なのかどうなのかと、こういうことや、大変なこの解体には費用がかかるわけですから、市の財政がこういう状態の中で、その財政を投入するというものはいかかなものかと、国や県の補助金や国や県の援助を得るということが、今は最大に必要なではないかと思いますが、そういう方向ではなくて、自主的に下田市の財源で進めようという姿勢を

当局は今取っているのではないかと思いますので、こういう姿勢もやはり改めていただいて、国県のこの財政的な支援を展開するという事に切り替えていかなければならないと私は思うわけであります。

そういう観点から申しまして、この令和5年度の決算は不認定としてきっちり当局に反省を求めると、7年度の予算に反映をさせていただくということが必要であろうかと思いますので、そういう態度を表明するものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝議員。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 私は認定する立場で発言させていただきます。

先ほど江田議員の御発言にもありましたが、今回の決算認定の作業につきましては課題を抽出して翌年度の予算に反映させるということが目的であると。もちろん許されざる、大きな瑕疵があればそれは別ですけれども。私はそれほどの瑕疵はあったと思えない。それで課題の抽出をしたところでございますので、翌年度にこれは予算を含めて事業執行に生かしていただきたいということを当局の皆様へのエールを込めて認定したいというところでございます。

先ほどまた沢登議員からは、ごみ焼却場の件についても御発言がありましたが、私は一般質問でもそのように申し上げましたけれども、それはどちらかというと環境コンシャスの観点、つくってはいけないという観点ではなくて、つくことは必要でしょうと。ただし今想定している規模のものまで必要でしょうか、規模を縮小して広域連携も踏まえてERSという新たな技術も導入して、そのイニシャルの建設コスト及びその後のランニングコストを下げしていく努力はできないかということを検討していただきたいということを申し上げております。

これはやはり今後想定される大規模な資金の支出です、駅前整備もそうですし、庁舎跡地の問題もありますし、大きな問題もありますし、大規模な災害も来ると言われているところでございますので、今回の報告書のまとめにもございますが、予算編成の大きなパラダイムシフト的な考え方が必要ではないかという観点で申し上げているところでございます。

財政調整基金が多過ぎるというようなことがございましたが、私は逆にある程度はもうちょっと積んでもよいのではないかという考えを持っております。大体、実際の規模によりまして10%から30%ぐらいと言われているところでございますが、ある意味、適正の範囲内に

は収まっているということを考えているところでございます。

個別のことについては事細かには申し上げませんが、基本的に不認定とするだけの瑕疵はない、問題はない。さらに来年度の予算編成に向けて当局の方々にも頑張っていたきたいというエールを込めて認定の立場で発言させていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討

論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの令和5年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

---

### ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、以上14件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、鈴木 孝委員長の報告を求めます。

鈴木 孝委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） 産業厚生委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審

査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称、

議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について。

議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）、本委員会付託事項。

議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

9月20日、9月26日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋上下水道課長、吉田市民保健課長、鈴木環境対策課長、糸賀産業振興課長、田中観光交流課長、平井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。あわせて関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）、本委員会付託事項。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） それでは、ただいま報告のありました議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）、産業厚生委員会付託事項の中から3点について質問をさせていただきます。

補正予算書の概要により質問をさせていただきます。1点目が19ページ、市民保健課記載に係ります一部事務組合下田メディカルセンター負担金ということで、本会議の中では医師派遣費等ということで御説明がありましたが、委員会審査の中ではそのほか具体的な理由ま

た負担率等について、どのような審査をされたか教えていただきたいと思います。

2点目が23ページ、産業振興課所管事業、林道寝姿山線用地測量業務委託ということで、本会議の中では寄附への対応ということでございまして、具体的にどの範囲の寄附を受け、またこの寄附によって今後、林道の整備であったり自然公園寝姿山の整備また利活用等に資するような事業展開があるかどうかについて、どのような議論があったか教えていただきたいと思います。

3点目が25ページ、建設課所管事業、港湾整備改修事業負担金ということで、本会議の中では事業の追加という説明がございましたが、委員会審査の中ではより具体的な事業の説明であったり今後、継続するような内容の事業であったかどうか、当局の説明またその内容に対する議論、質疑がどのように行われたか御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 鈴木委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） まず、市民保健課のメディカルセンターの負担金なんですけれども、特別交付税が確定したということで報告がありました。

それでの予算額の決定ということで3つありまして、まず1つがメディカルセンターの病床数の削減を行ったことによる国庫補助があったということで、138床から134床に病床を減らしまして、その営業利益が830万円減になったということで、その分の国庫補助で国から10分の10の補助があるということで市の予算が確定したということです。

そして2番目は不採算病院の赤字補填の国庫補助が確定したということで、この国庫補助率が10分の8ということで1,200万円の予算が確定したということです。

そして3つ目が医師派遣に伴う交通費の宿泊費の地方負担の、この予算が決定したということで、これが200万円10分の8だったと思うんですけれども、その国庫補助があるという説明を受けました。

そして2番目の林道寝姿山線の土地の寄附のことなんですけれども、ミノルホールディングスさんというところから7筆の寄附を頂いたということで、これが林道の7筆を頂いたということで、これが市の管轄になることで路面整備等ができるということ踏まえて測量をするというものです。それでこの先、災害時の迂回路に使えるようにするというので説明を受けました。

3番目の港湾事業の負担金なんですけれども資料を頂きまして、減額になったものや増額になったものがあって結果的に予算が決まったものですが、資料の中で例えば増額になった

ものは外ヶ岡物揚げ場改良エプロン補修工事、これが300万円、市の負担金が300万円増額になったということ。あと武ガ浜物揚げ場防食工事、増額になったものは外ヶ丘岸壁防食工事、これが1,000万円の増額になった。後は外ヶ丘物揚げ場整備工事、滑り込み防止柵設置工事、これが1,600万円の増額、そして鍋田物揚げ場上部改良工事測量設計、これが271万6,000円の増額。

もう一つがマリーナ計画整備検討ということで、港湾の現況調査のための費用が175万円の増額となりまして、市の負担額が446万6,000円の増額となったものです。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 確認になりますが、まず市民保健課の一部事務組合メディカルセンター負担金ということで、この国庫補助が市に入って、市から一部事務組合にそのまま負担金として流れる、そのような理解でよろしいかお尋ねしたいと思います。

次に、産業振興課所管の林道用地測量業務委託ということで、民間の方から寄附を頂いたということで、例えばこの寄附はこれまで市で使用させていただいている林道部分だけなのか、それとも民間の方が持っている土地全て、そうなってくると今後、のり面等の防災対策とか、その他必要な費用の支出が見込まれますが、その点について説明や質疑があったかお尋ねしたいと思います。

最後に建設課所管の港湾整備改修事業負担金ということで、それぞれ事業の増減ということと、1個は最後に御答弁いただきましたマリーナ計画整備検討ということで446万円ですか、これはこれまでもみなとまちゾーンの関係で、県のボートパーク計画に関連するものかと思われませんが、今後このマリーナ計画が進んでいった場合、港湾整備改修事業負担金として下田市が負担し続ける、例えばマリーナを10億程度で造った場合、この港湾整備改修事業負担金要綱に基づく負担率を支払い続けるかどうか、そういった質問や議論、当局からの説明があったかお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦） 鈴木委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） まずメディカルの予算なんですけれども、これが市に入ってから、僕の認識ですと国から補助が受けられて、その後に市からメディカルに補助するという認識なんですけれども、ちょっと間違えていたらごめんなさい。

そしてもう一つ、寝姿山線の寄附の部分ですけれども、これは林道部分の寄附という認識です。

そしてマリーナの件ですけれども、これは今後負担し続けるかという議論はありませんでした。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 林道の関係で最後に確認させていただきたいと思います。

防災の塔の関係で路面整備をされるということで、これまでも砂利の路面で雨等でわだちができてしまうといった部分がございますが、その点はアスファルト舗装をしていくというような説明が委員会の中であったかどうか、確認して質問を終わります。

○議長（中村 敦） 鈴木委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） アスファルト舗装をすとかいう、その具体的な説明はありませんでした。調査をするということです。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、土屋 仁委員長の報告を求めます。

4番 土屋 仁委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1. 議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 議第53号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3. 議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

4. 議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）、本委員会付託事項。

5. 議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

6. 議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、人件費。

7. 議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、人件費。
8. 議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、人件費。
9. 議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、人件費。
10. 議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、人件費。

## 2. 審査の経過。

9月20日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より芹澤福祉事務所長、平川学校教育課長、須田総務課長、鈴木企画課長、大原財務課長、土屋防災安全課長、土屋税務課長、佐々木生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由

1. 議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2. 議第53号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

- 議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4. 議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）、本委員会付託事項。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

5. 議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6. 議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、人件費。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7. 議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、人件費。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8. 議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、人件費。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9. 議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、人件費。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10. 議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、人件費。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わります。

次に、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対し、江田邦明議員及び岡崎大五議員からお手元に配付いたしました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） それでは議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議の説明をさせていただきます。

令和6年9月26日、下田市議会議長、中村 敦様。

発議者、下田市議会議員、江田邦明。同、岡崎大五。

議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由については別紙のとおりです。ページをおめくりください。

まず、東本郷庁舎西館活用可能性調査業務委託について、下田市新庁舎建設基本計画改訂版では、庁舎跡地活用について、庁舎跡地に求められる機能、役割として情報発信、交流、産業、行政機能の必要性を示しているものの、新庁舎建設に向けた事業計画では、令和8年度以降に庁舎の全てを改修するとしています。

下田市新庁舎建設基本計画は、パブリックコメントを実施し、下田市附属機関設置条例に基づく下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会が市長の諮問に応じ、調査や審議を行い答申したものであります。

こうした経過があるにもかかわらず、当局は庁舎西館の活用可能性を調査することについて、下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会に照会し、意見を求める機会を設けておりません。

また、庁舎跡地の活用と大きく関係する立地適正化計画の調査、審議を所掌事務とする都市計画審議会に対しても同じく照会し、意見を求める機会を設けておりません。

当局の姿勢は、重要な施策を推進するに当たり長期財政計画等を策定し、優先順位を明示した上で、市民や議会の理解を得ながら事業を進めているとは言い難いものであります。

次に、庁舎跡地利活用方針検討委員会についてでございます。

同委員会は、外部の意見を聴取するために要綱に基づき設置されるものであります。

いわゆる私的諮問機関であり、地方自治法第138条の4に規定されている法律または条例に基づき設置される附属機関とは異なり、市長の諮問に応じ調査や審議を行い答申するなど、合議体としての意見を取りまとめるものではありません。諮問に対する附属機関の答申は、行政の政策決定に大きな影響を与えるものであります。

庁舎跡地の活用及び庁舎西館の活用は重要な政策決定であり、住民や外部有識者の意見を取り入れるため、附属機関の設置が必要であると考えます。

加えて、総務文教委員会の審査では、庁舎跡地利活用方針検討委員会の設置根拠については概要のみの説明であり、設置要綱案の提示はされませんでした。

また、庁内では既に庁舎西館を活用する前提で検討に入っているかの質疑に対しては、まだ庁内では庁舎西館を使うことは決定していないとの答弁でありました。

このように、関係する附属機関との調整不足、検討委員会が私的諮問機関であること、検討委員会の設置要綱案が委員会審査において提示されなかったこと、庁舎西館の活用に対する庁内での政策決定が不十分であることから、議案として上程するには時期尚早であると考えます。

また、政策形成の過程が不透明であることから、市民の理解も得づらいものであると考えます。

以上の理由から、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に計上されている新庁舎等建設推進事業のうち、庁舎跡地利活用等に関連する費用228万3,000円を減額し、同額を予備費へ振り替えるべく、別紙のとおり修正するものでございます。

それでは、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案について御説明申し上げます。

修正案の1ページをお開きください。

議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）の一部を次のとおり修正するもので、第1表、歳入歳出予算補正の一部を修正案1ページに記載のとおりに改めるものでございますが、内容につきましては修正案説明資料により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、修正案説明資料1ページ、2ページをお開きください。A3横になります。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。修正箇所は歳出のみで、2款総務費と12款予備費でございます。

修正前の額をそれぞれ表の下段に取消し線つきで、修正後の額をそれぞれ表上段に記しております。

それでは、修正箇所の詳細について、3ページ、4ページの事項別明細書の款・項・目・節及び説明欄により御説明申し上げます。

修正箇所は上段表の2款1項16目、新庁舎等建設対策費のうち、7節報償費18万3,000円及び8節旅費10万円をそれぞれ全額削除し、12節委託料295万円を200万円減額し、95万円と改めるものです。

説明欄記載の0225事業、新庁舎等建設推進事業のうち、庁舎跡地利活用方針検討委員への報償費18万3,000円及び検討委員の視察に係る旅費10万円、検討委員会に対する技術的サポートを行う庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託50万円、耐震性以外の経年劣化等の現状調査を行う、東本郷庁舎西館活用可能性調査業務委託150万円を全額削除し、修正後の新庁舎

等建設対策費の補正額を5万7,000円とし、修正前の補正額234万円から228万3,000円を減額するものでございます。

2点目の修正箇所は、下段表の12款1項1目予備費397万7,000円を、歳入歳出の調整により228万3,000円増額し626万円と改めるものでございます。

以上、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案の説明を終わらせていただきます。

また、提案理由として一部を加えさせていただきます。

庁舎移転に伴います全ての検討を中止するべきという内容、意味合いの修正案ではなく、既存の審議会、これは新庁舎建設等の審議会であったり都市計画審議会、または伊豆急下田駅周辺地区整備検討会、既存の検討会があるにもかかわらず、庁舎敷地のみに限定した、ブロックに限定した、範囲としても限定されておりますし、機関としても暫定的な活用を検討する委員会を新たに設置するというので、これまで駅周辺が黄色で染まりつつあるところが、一部庁舎跡地だけ緑色であったり青色になるような、個別の検討会を設置することに対しての疑問を呈するものでございます。

また、西館の利活用とこの検討会は密接に関係することから、関連する事業として削除を提案するものでございます。

既に東本郷庁舎については、この前の議員の任期の中でも最小限の補強、耐震性調査、設計に約500万、耐震性補強に約2,000万を投じているものでございます。議場においても解体の方針でという御説明もございました。

また、西館の活用については委員会審査において1階のみの調査、1階のみの経年劣化、塩害の調査、2階には手をつけないとしております。

また、2階については耐震性がなく、地震等の場合、箱がゆがんだり崩れたりする可能性はあり、当局の説明がございました。

そんな行政財産があつていいのでしょうか。こうした観点からも、この修正案を提出させていただいたものでございます。

しかしながら駅周辺の整備は喫緊の課題であり、当局としては個別の計画ではなく、以前、議会にも説明がありました、下田市グランドデザインを描き財政計画優先順位を説明した上で、改めて議会に提案いただきたい、その思いも含めての修正案となります。

○議長（中村 敦） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 補正予算書の27ページだと思うんですけど、13万円と10万円のこの報償費と旅費、それから庁舎利用活用方針策定業務委託が50万、西本郷庁舎の活用調査委託が150万という予算を当局が出されてきて、これを修正するという理解でございまして、当局自身はどういうわけでこの予算書を出してきたかということについて、どういう理解をされたかお尋ねをしたいと、本来は・・・一応提案をされているものですから、江田議員の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 江田議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 当局の委員会審査における説明では、既存の駅周辺の整備の計画がなかなかいろいろな地権者等の関係で事業が進んでいかないというところで、新庁舎の建設の入札も終わり、完全に河内に移るような事業計画が立った上で、令和8年度からあの場所が、どうしていくかという議論が進んでないというところで、庁舎跡地のブロックに限定した機能であったり役割ですね、そういったものを検討した中で、あの場所をいかに活用していくかの検討委員会をつくりたい。

また、西館の活用については、3つある庁舎の中で一番新しいものであり、西館については1階部分が柱のない広い構造がある中で、市民要望の中から雨天時に集まれるスペースであったりワーケーションであったり、地場産品であったり情報発信、そういった要望がある中であの1階を活用できないかという中で、この業務委託をするものと説明をいただいております。

修正案の提出をさせていただいた私個人の見解としては、駅周辺の課題がなければそういったブロックでの検討も必要かと思いますが、既存の駅周辺をどうしていくかという検討がある中で、個別の委員会を設置して議論をしていくことはよくないのではないかと。また議論していくにしてもちゃんとしっかりとした地方自治法であったり、条例、法令等に基づく答申を行える附属機関ではなく私的諮問機関の設置であったり、加えるのであれば今回、下田市子ども計画策定推進協議会の関係では規則案ということで、福祉事務所のほうはこうした協議会の設置要綱に関する規則等を提示しているにもかかわらず、今回、企画課のほうでは概要のみの説明で、そういった委員会設置案、要綱が策定されていなかったということで、やはり議会としてこの予算を上程するには時期尚早ではないかということで、修正案を出さ

せていただいております。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

自席にお戻りください。

ここで休憩します。

3時15分まで休憩します。

午後3時7分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第52 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

1番 柏谷祐也議員。

〔1番 柏谷祐也議員登壇〕

○1番（柏谷祐也） 原案に賛成の立場で意見を申し上げます。

東本郷の現庁舎跡地の利活用につきましては、以前より伊豆急下田駅周辺整備計画において伊豆急下田駅周辺エリア全体の中で検討を行うとの説明をいただいておりますが、どこにどういった施設や機能を配置するのか、駅前全体として整備されておらず調整を要する事項が多いことから、検討作業に時間を要している現状となっております。

そうした中で、新庁舎整備工事におきましては令和8年度の全面移転が見通せる状況となったことから、改めて令和8年度に向けて庁舎跡地の利活用方針の作成が必要な状況であり、検討スケジュールが長引いている伊豆急下田駅全体の整備計画の検討と一旦切り離し、市役所として全移転する駅前エリアにおいて、具体的な施設整備計画の策定ではなく、あくまでも交流やにぎわいの創出のために、市が必要と考える下田市新庁舎建設基本計画改訂版にも

ございました、現庁舎跡地に求められる施設や機能、役割について利活用方針の検討を先行することとしたものであり、必要となる委員会の設置、既存施設の活用可能性等の調査は必要であると考え、この執行に賛成するものであります。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

11番 鈴木孝議員。

〔11番 鈴木 孝議員登壇〕

○11番（鈴木 孝） 議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算に対する修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、市役所の庁舎が河内に移った理由は津波等の災害リスクがあることが挙げられます。私も議員になって東本郷の庁舎で働く職員並びにそこに訪れる市民のことを考えると、早く庁舎を移転して安全な場所に庁舎を置きたいということで進めてまいりました。

そしてその庁舎跡地に求められる機能、役割ということで、この下田市新庁舎建設基本計画改訂版のところをしてみると、情報発信機能、観光や危機情報の発信。交流機能、人が集い、交流できる機能、場の提供。産業機能、テレワークやワーケーションに向けたビジネス機能の提供、地場製品の紹介、販売。そして行政機能、窓口・案内機能、相談機能、集会機能ということで、求められる役割が書いてありますけれども、本当にこの西館を使ってこの機能、役割を進めなければいけないのかということ、私は疑問に思います。

確かにそれはあればいいのかもしれないですけれども、予算、費用対効果のことを考えると、ほかにお金をかける場所がいっぱいある現状であります。

例えば地場製品の紹介といっても今の西館の状況を見たところ、あの場所で地場製品の紹介をどうやってやるのかという感じもします。それを上手にできるようにするには、かなりの改築、お金、費用をかける必要があると感じます。ですので本当に必要かどうかというのはちょっと私も疑問がありまして、とにかく解体するということに決まっているので、それをまず解体をする、解体をしたところから、どうしても本当にこの庁舎跡地に求められる機能が必要だということところが、この中でどうしてもここが必要だということがありましたら、それは跡地計画がしっかりと、その跡地ができて災害に強い場所をつくって、そこに設置する必要があると思います。

ですのでこれを西館に置くということは、また災害にさらされる、リスクにさらされるということで、これは適当でないと考えますので、とにかく西館は解体する、もう検討もしないということで、それが私の意見でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

2番 大西將由議員。

〔2番 大西將由議員登壇〕

○2番（大西將由） それでは原案に賛成の立場で述べさせていただきます。

修正案においては既定の新庁舎に関わる新庁舎整備基本計画改訂版、事業費等の説明資料における基本方針が改正されていないことが問題とされていると思います。

現在の各種計画等においては東本郷庁舎の3棟、本館、別館、西館については解体する計画となっています。

しかし今回の補正予算で提案されている内容は、従来の基本計画等で提示されている計画について、駅周辺など状況の変化から、より状況に合う整備を検討するための施設調査や方針検討のための費用を計上しているものと考えます。

したがって今後、現状に合わせた事業を検討するためには、今回の補正予算を承認し調査検討を実施することが必要であり、これらの調査検討により、より適切な事業方針を作成することが適正であると考えます。

また昨日になりますが、下田高校において下田MIRAIカレッジプロジェクトの成果報告会というのが行われたものですから、私は行ってまいりました。この下田MIRAIカレッジプロジェクトというのは、大丸有SDGs ACT5とあって、東京にある大手町、丸の内、有楽町、ここの企業、主に三菱地所が主体でSDGsを進めながら、もう一つは地方のまちづくりや地域課題解決に向けて活動するというプログラムを5年前からやっております。

そこで下田の私の知人の知り合いですが、その三菱地所の方とのつながりで、ぜひ下田の活性化にやってみようということで、昨年と今年は今の高校3年生、本年度は2年生と1年生を中心にグループをつくりまして、下田市の課題または魅力、それに伴ってワークショップを開いて、その結果を基に下田市が今後活性化するにはどうしたらいいかということまでまとめて昨日、今年の成果を発表しました。

その中で下田市の課題の一つとして、これは4つのグループに分かれています。4つのグ

ループがそれぞれこういう形で報告書を出していますが、1つ目の課題として高校生の意見で、無料で勉強できるスペースが少ないと、それで2つ目は電車の待ち時間に利用できる場所がない。これは電車通学で蓮台寺から乗る方の意見だと思うんですが、同時に自転車、または南伊豆のほうから通っている子たちは下田駅を經由して帰るわけですが、その待ち時間または駅の近くに勉強、または交流の場が少ないと、また友達との会話ができるところが少ない。それで後は高校生だけではなくて、子供からお年寄りまであらゆる世代の男女交流できる場が少ないという意見がありました。

それでその解決策ということで、一つの例としては廃校になった中学校の体育館、空き家などを利用し学生や地元の方々、観光客の居場所づくりと、こういうものを今後はやってみないと、こういう意見が発表されました。

それを聞いていて、私も質疑のときに本当に勉強する場所が帰り道とかそういうところがないのかといたら、みんながそろってはいと言うんです。やはりそれに関しては私も感じる場所がありまして、例えばこの庁舎ができるときにワークショップで新築の体育館の利用はどうしたらいいかというワークショップで、高校生からはカフェみたいな地元の人が交流できる場所が欲しいとか、後は先ほど言った本を読んだりとか勉強したりとか、そういうスペースが欲しいと、こういうのもありました。

ですから下田の駅の近くに関しても、駅から離れているとどうしてもバスに乗ったりとか、まちなかから行く場合には駅、東本郷を經由しますので、その駅の近くにこのような勉強ができるスペースまたは交流できるスペースがあれば、これから下田を背負って立つ若い子の意見ですからぜひともかなえてやりたいということで、西館に関してはその調査とか検討も含めていただくことを進めていただきたいと思います、意見を述べさせていただきます。

お金とか金額もかかるとは思うんですが、金額ではなくて、やっぱり子供たちとかのそういう意見を聞いて、市民サービスということでちょっとお金には換えられないものだと思いますので、私は原案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦） 議員の皆様に応じ添えます。

演壇への移動が困難な場合には、自席着席での発言を許可いたします。

次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝議員。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 私は修正案に賛成の立場で発言をいたします。

そもそも論ですけれども、この西館の活用云々の話が出てきたのはなぜか。それは駅前の整備事業及び跡地について検討が遅れているから、はかばかしくないからということだと思います。

なぜはかばかしくないのか、なぜ進まないのか、これは御当局もそうですし、我々市議会も真摯に反省、顧みるべきではないかと思うんです。まちの声を聞きますと、今頃何をやっているのかという声ばかりです。そんなことは前から分かっていたじゃないですかと、移転するんでしょうと、何でその跡地をどうするかという議論が進まないんですかと、こういう声は、私は全く真っ当な御意見だと思います。

こういう御意見に対して、我々は真摯に対応しなければいけない。今、西館の活用については、次善の策としての御提案かと思うんですが、先ほど鈴木議員がおっしゃったように、ここは決まっていた解体を進める、空き地を広げる、駅前にあんなにいい空き地がある、どうなっているんだと、こう使えるんじゃないか、ああ使いたいと、そういう声が市民から上がってくる。そういう声を大切にしながら、とどまることなく可及的速やかに案を進めていくべきではないかと考えるところであります。

例えば、メディカルセンターが所有しております、一部事務組合が所有しております共立湊病院の跡地、弓ヶ浜にあるところでございますけれども、昨年からの解体工事が始まりまして、この11月で解体が全て終わるところでございますが、広大に敷地が広がっております。5万4,000平米、東京ドームが4万7,000ですから、その1.2割ぐらい増しのところであります。南伊豆の方々はこの空き地を見ると、いろんな使い方ができそうだねということで、今議論が高まっています。先般の南伊豆の町議会議員でも大分、一般質問も踏まえて議論になっております。

我々も駅前を更地にして、この際、不退転の覚悟を持ってどんどん決めると。難しいのは当然だけれども、そんなことは前から分かっていたでしょう、そういう声ですよ皆さん、市民の声は。ということで、私はここで西館について云々するよりも、解体して速度を速めて、この件は全体について対応すべきであることという前提から修正案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

10番 渡邊照志議員。

〔10番 渡邊照志議員登壇〕

○10番（渡邊照志） 補正予算について賛成の立場から申し上げます。

企画課長の説明では、移転に伴い行政機能、情報機能、交流機能、行政機能の喪失が懸念されることから、西館が使用できる状態であれば西館を当分の間、使用して、これらの機能とともにグローバルCITYプロジェクト、いわゆる地域への誇りと愛着を持ち国際社会で活躍できる人材の育成と、世界に通じる魅力的な未来の下田の創出を目指すとのことをコンセプトとして、拠点として残して活用したいとの回答でした。

あくまでもこの西館の建物の利用は駅前の開発までのつなぎとして考えていくものであり、駅前開発を考える時点では更地として考えて計画を進めていくとのことでした。

まだ現庁舎の跡地の活用、方向性、役割、参考スケジュールなどに費やした企画課の時間を鑑み、この調査の予算に対しては賛成といたします。

ただし使用可能との結果が出たとしても、西館が新しい機能を持った施設に生まれ変わるために多額の予算がかかるようであれば、その時点で改めて議員全員で話し合い、計画を断念するかもしれません。

以上、賛成の意見といたします。終わります。

○議長（中村 敦） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） ある施設を有効につなぎの機関として使いたいという提案が当局のほうからあったと、こういうことの今報告を聞いたわけでございますが、下田市のそういう意味では残された一等地の一つであろうと、情報発信等々も含めて交通の便も含めてです。

そういうことから考えますと、まず進めていただきますのは、この用地をどのように使ったらいいのかと、この議論を一刻も早く進めていただくということが私は何よりではないかと思うわけです。ですから今ある施設をあと2年間、7年までですか、今のところにいるわけですから、期間がないわけではないので、今の状態の中で跡地をどう利用したらいいかということを一括も早く決定していくということが、今当局に求められていることであって、

つなぎの期間に何をしようかというようなことの発想をするときではないんじゃないかという具合に思うわけです。

そういう意味では津波が来るからということで、ここに庁舎は防災機能が不十分だからということで移ったわけですがけれども、旧市内や今の庁舎のところから、その理由だけで全てのを引き上げてしまったら、引き上げるという考えをしたら、下田のまちはどうなるのかと。何もそこにつくってはいけないというようなことになってしまって大変な事態で、やはりそういう考え方というのは間違いであって、津波があろうともどういう施設があって、そこで私たちの先輩方は暮らし続けてきたわけですから、暮らし続ける仕組みをどうつくるかということを考えなければならないときではないかと思うわけです。

それで提案理由とされておりますのは、そういうつなぎのことを考えてはいけないということ必ずしもいっているわけではなくて、そこは更地にしてほかの用途に使うんだということが、この基本計画の中で決定がされているにもかかわらず、その決定は市民の意見も聞いて決定しているにもかかわらず、当局がつなぎだというようなことを言い出すのはおかしいんじゃないかということをおっしゃっているわけですから、そういう決定を決定でないようなものにするということには、それは一定の手続を踏まなきゃならない。こういう決定があるけれど、それを覆してつなぎとしてこういう具合に使ってよろしゅうございますかということをお話し合う場所というのが当然必要だということがここで触れているわけです。

そういうこともしないで、当局がかつてこの庁舎をつくる時も、体育館や校舎を使ったらどうかという提案があったにもかかわらず、一時期はそれは使えないんだという結論を出して、パブリックコメントをしたら使えるという形で現在のよう形に変わってきているということがありますので、それは一定の見解でそう変わるかもしれませんが、それは一定のきっちりした手続を踏んで結論を出したんですから、手続を踏んで変更してもいいんだという、この隙間というんでしょうか考えを持つ機会が必要であって、ある日突然とかこの機会に150万と50万のこの西館の整備費をどう使うかは、50万が欲しいんだよと、こういう提案はちょっとやはり問題があるのではないかと。その部分は予備費に回していただいて、きっちりと庁内の中でも議論をしていただいて、決定されたことを覆すわけですから、一定の手続を踏んでいただいて進めていくということが私は最低必要ではないかと思うわけです。

それでそういうことが決まっているのであれば、財政的にすぐできないということになれば、一定の期間はそういう活用の仕方を別個に考えましょうということ、可能性としては

あろうかと思えますけれども、現にこの議会の中で、この全体の計画は決まっていない中で、取りあえず2年後には西館をそういう交流施設として使うんですよというような提案の可能性を150万何がしをかけて調査するんだというのは、これはやはり不当ではないかと。

そういう調査は業者に頼むのではなくて、市の職員の中にもそれらの技術職員や、そういう議論に携わっている議員はあるわけですから、計画自身は職員自らがつくと、こういう精神を発揮していただいて、この予算は執行しないという方向が、現時点では私は一番妥当ではないかと判断するものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介議員。

〔8番 楠山俊介議員登壇〕

○8番（楠山俊介） 原案賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。

庁舎跡地の活用に関しましては、跡地としてどうするかではなく、駅前広場の再開発、再整備の重要な用地の一部として、一体の計画の下にしっかりと早く進めるべきであると考えます。

駅と駅前広場を一体とした駅空間には、交通の乗換え結節点としてスムーズに通過できる機能、まちの玄関口、地域の核として人々が集まる仕組み、とどまる仕組みの機能、災害時の避難確保、避難場所としての防災機能が求められます。

もろもろの事情により庁舎が移転する中、コンパクトシティの要所として市民の暮らしやすさ、にぎわい、経済活性化、防災拠点、公共交通整備等を目指した駅前広場、駅空間の再開発、再整備は下田市の将来を担う最重要な課題であると考えます。この事業を優先し、早くしっかりと進めていくべきだと考えます。

しかし、早くといっても一朝一夕にできるものではありません。必要な手続、順序により時間をかけざるを得ない、時間がかかってしまうことも避けられないと考えます。その間、解体後も更地として放置するのではなく、跡地や施設のあくまでも暫定的な利活用の必要性や可能性を検討し、市民サービスやコミュニティーの向上に寄与するのか、全体の再整備に悪影響にならないのか、財政上はどうなのか、利活用が実現的であれば実行すべき、また可能性が無理であれば解体の方針も含め検討することは必要と考えます。この検討の内容や進捗は、議会としても重要な課題として関わっていくべきと考えます。本来の計画が頓挫、また遅延するものではないと考えます。以上の考えを要件として庁舎跡地関連の補正予算を必要と判断し、原案賛成といたします。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 修正案賛成として意見を述べさせていただきます。

駅前広場を全体として活用するに当たりまして、あそこに西館が残っているということはイメージしにくく、大変スピード感が駅前広場開発において落ちるのではないかとということを考えます。また津波安全対策もごさいます。

今、市民の期待は新しい下田をつくることと考えます。それを進めるにはこの旧庁舎が解体し夢を見られる状況をつくり、市民とともにその市民の声を受け止めるごとく実現可能にするために、ぜひ修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） . . .

○議長（中村 敦） . . . よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午後 3 時52分休憩

午後 3 時56分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

沢登英信議員に発言を許可いたしました但取り消されました。

これをもって討論を終わります。

これより議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

まず、本案に対する江田邦明議員及び岡崎大五議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 6名です。

着席ください。

起立多数であります。

よって、江田邦明議員及び岡崎大五議員から提出された、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ここで会議時間を延長いたします。

次に、議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の

報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、発議第5号 下田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 発議第5号 下田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての御説明を申し上げます。

発議第5号 下田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

令和6年9月26日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

同 柏谷祐也。

提案理由。

地方自治法第92条の2に規定する、市議会議員と市との間の請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び議会事務執行の適正化を図るためでございます。

条文につきましては、右側のページのとおりでございますが、議案とともに配付させていただきました発議第5号 下田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、説明資料により概略を説明させていただきたいと思っております。

説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、目的規定で今回の条例制定の背景といたしまして、これまで地方自治法第92条の2におきまして、議員個人と市との請負が認められていなかったところでしたが、令和4年の法改正によりまして、同条2、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が、普通公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額を超えないものを除く、この旨の規定が追加されたことに伴いまして、政令で定める一定金額、その金額が300万円ということになりました。

この金額までは議員個人による市との請負が規制の対象から除かれるという規制緩和が行われたことに伴いまして、下田市議会におきましても市議会議員と市との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、本条例を制定するものでございまして、その目的について第1条に規定するものでございます。

続いて、2ページにかけての第2条は報告について定めるもので、全会計年度中に市と請負をした議員は議長に対し請負の状況を報告しなければならないことを定めるものでございます。第2項は、訂正の必要があるときの届出についての規定をするものでございます。

続いて、第3条は報告の一覧の作成及び公表について定めるもので、議員からの報告を受け、議長は議員の請負の状況の報告の一覧を作成するとともに公表しなければならないこと

を定めているものでございます。

第4条及び3ページの同条第2項は、報告等の保存年限や閲覧等について規定をするもので、第5条は委任に関する事項を定めるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日は公布の日とするものですが、どの会計年度からの請負を対象とするかについて、令和6年4月1日から始まる会計年度における請負から適用するということを定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

発議第5号の質疑は終わりました。提出者は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 下田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、発議第6号 稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 発議第6号の説明をさせていただきます。

提案をさせていただきます。

稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書を別紙により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、国土交通大臣、静岡県知事に提出するものです。

令和6年9月26日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 柏谷祐也。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

同 江田邦明。

提案理由。

稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求めるためでございます。

朗読をもって提案をさせていただきます。

稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書。

現在、稲生沢川河口から下田港湾に差しかかる導流堤の脇には、総トン数90から120トンと思われる漁船6隻が、さらに既に沈没している総トン数7.9トンクラスの2隻の漁船、合計8隻もの漁船が不法に係留放置されています。

また、油の流出被害が予想されるためか、オイルフェンスと思わしきもので囲われており、つい数年前までは5隻であった頃から、廃船捨場といってもよい状況となっている。

川幅70メートル程度のところ25メートルほどが5隻の廃船で占められており、景観上、船舶の通行上も問題となってくる。

1854年の安政の大津波のときは、千石船が市街地中心部まで打ち上げられている。千石船の10倍もの廃船が東海地震や東南海地震の大津波により稲生沢川に押し流されれば、みなと

橋や新下田橋を壊し、市街地に押し寄せれば家々を破壊する凶器となる。

以上のことから、東日本大震災や能登半島大震災による津波の被害状況から見ても、放置船が凶器となることが明らかである。

そこで、次のとおり廃船の撤去を静岡県及び国に対して求める。

記

1. 稲生沢川及び下田港の管理者である静岡県に対し、下田港湾内の不法係留船を早急に撤去されるよう求める。

2. 国は静岡県に対し、撤去のための指導と財政的支援をされるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年9月26日、衆議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、参議院議長、総務大臣、環境大臣、静岡県知事宛てに出したいと思っております。

静岡県下田市議会。

以上で提案を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

発議第6号 稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書の提出については、委員会に付託することを省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船の撤去を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（中村 敦） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和6年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

なお、この後、全員協議会を4時30分から議場で開催いたしますので、皆様御参集をお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後4時14分閉会